

第 2 期彦根市子ども・若者プラン

(仮称)

彦根市子ども・子育て支援事業計画
彦根市次世代育成支援行動計画
彦根市子ども・若者計画
彦根市子どもの貧困対策計画
彦根市ひとり親家庭等自立促進計画
彦根市母子保健計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

骨子案

令和元年 10 月
彦 根 市

目次（構成案）

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景と趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間
- 第4節 本計画における「子ども・若者」の定義
- 第5節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

第2章 彦根市の子どもを取り巻く現状と課題

- 第1節 人口や世帯の状況
- 第2節 子どもの状況
- 第3節 就労の状況
- 第4節 婚姻の状況
- 第5節 児童虐待の状況
- 第6節 ひきこもりの状況
- 第7節 ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況
- 第8節 支援・経済状況および保護者の就労状況
- 第9節 子どもの学習・学校教育の状況
- 第10節 子ども・子育て、若者支援サービス等の利用状況
- 第11節 子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識
- 第12節 第1期計画における取組み状況と課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 第1節 基本理念
- 第2節 基本目標
- 第3節 基本的な視点
- 第4節 施策の体系

第4章 施策の展開

- 第1節 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり
- 第2節 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり
- 第3節 みんなが共に育つために子ども・若者へ支援するまちづくり
- 第4節 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり
- 第5節 すべての子どもたちが希望をもって成長できるまちづくり

第5章 教育・保育環境の整備

- 第1節 教育・保育提供区域
- 第2節 児童人口の推計
- 第3節 幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制
- 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制
- 第5節 「教育・保育環境の整備」に関する数値目標

第6章 指標

- 第1節 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり
- 第2節 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり
- 第3節 みんなが共に育つために子ども・若者へ支援するまちづくり
- 第4節 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり
- 第5節 すべての子どもたちが希望をもって成長できるまちづくり

第7章 計画の推進に向けて

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 市民、関係機関、団体との連携
- 第3節 国・滋賀県との連携及び広域調整

資料編

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向

平成29年の全国の合計特殊出生率は1.43であり、滋賀県はそれを上回る1.54となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

国では待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成28年4月1日から施行しています。改正法は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成29年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、2019年度末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも2020年度末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成29年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小1の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成29年12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の使途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については平成31年4月から一部先行で実施し、令和2年4月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

また、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を10年間延長（2025年3月31日まで）しています。

2. 県・市の動向

滋賀県では、平成 22 年 3 月に、次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」、青少年育成長期構想「新・アクティユースプラン」、ひとり親家庭等自立促進計画を統合した中期的な計画として「淡海子ども・若者プラン」を策定し、子どもが生まれる前から自立した社会の担い手になるまでを切れ目なく支える施策を推進してきました。平成 27 年 3 月には、子ども・子育て支援新制度等の法制度の改正を踏まえた、新たな「淡海子ども・若者プラン」を策定し、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築しており、現在、その次期計画が作成中です。

本市においては、平成 22 年 3 月に策定した「子どもきらめき未来プラン（彦根市次世代育成支援行動計画）〈後期計画〉」の子育て支援に係るさまざまな事業を継承しつつ、彦根市における子ども・若者を一体的に支援するため、「子ども・子育て関連 3 法」「次世代育成支援推進法」「子ども・若者育成支援推進法」「母子保健法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」などの趣旨を踏まえ、「彦根市子ども・若者プラン」を平成 27 年 3 月に策定し、多様な子ども・若者支援施策を推進しています。

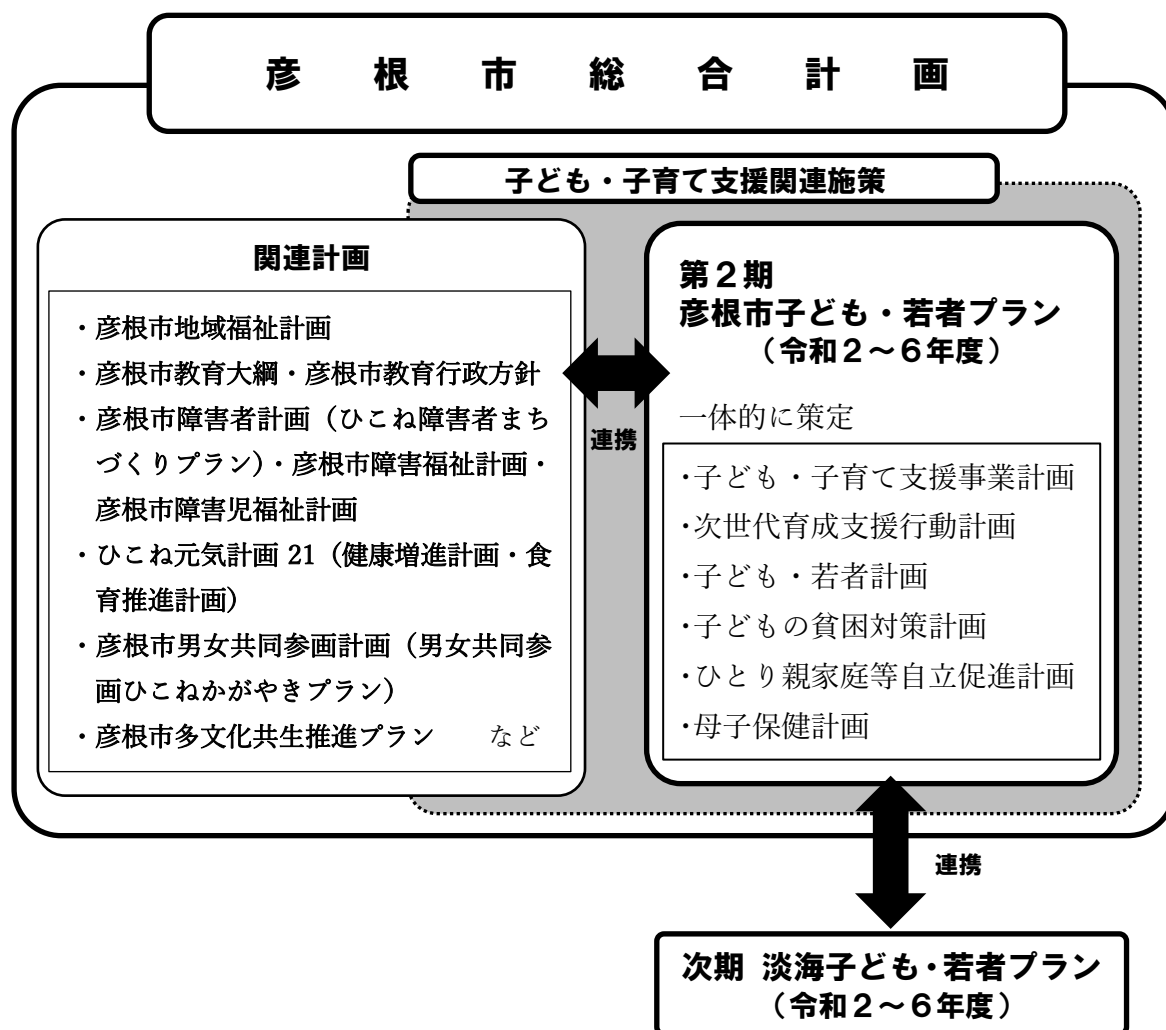
このたび、その計画が令和元年度末をもって終了することから、市民からの子ども・若者支援に関するニーズ調査を実施し、彦根市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期彦根市子ども・若者プラン（仮称）」を策定するものです。

また本計画については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨も包含し、子ども・若者・子育て家庭を総合的に支援する中期的な計画として一体的に策定することとします。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画（母子家庭及び寡婦自立促進計画）」、母子保健法に基づく「母子保健計画」（令和6年度までの計画のうちの中間評価となるもの）の6計画を一体的に策定します。

また、この計画は、市の最上位計画である「彦根市総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く福祉、保健、教育などの分野における「彦根市地域福祉計画」「彦根市障害者計画（ひこね障害者まちづくりプラン）・障害福祉計画・障害児福祉計画」「彦根市男女共同参画計画（男女共同参画ひこねかがやきプラン）」「ひこね元気計画21（健康増進計画・食育推進計画）」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。



第3節 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成				令和					
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	彦根市子ども・若者プラン [彦根市子どもの貧困対策計画]					第2期彦根市子ども・若者プラン				
			中間年 見直し					中間年 見直し		

第4節 本計画における「子ども・若者」の定義

本計画が概ね39歳までの子ども・若者を対象とすることから、「子ども・子育て支援法」および「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、本計画における「子ども」は18歳未満、「若者」は39歳までと定義します。なお、この定義には外国人住民を含みます。

第5節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

基本指針の改正については、9月を目途に予定されているため、現時点で検討されている主な項目を記載します。

【基本方針の改正方針案】

- 1 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる
 - (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
 - (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
 - (3) 外国につながる幼児への支援・配慮
- 2 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- 3 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記
- 4 これらの他、第198回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

2月18日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」より

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行される予定です。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要】

- 1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。
- 2 子育てのための施設等利用給付の創設
 - (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

 - ①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。
 - ②支給要件
 - ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
 - ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供
 - (2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。
 - (3) その他

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型 保育所型 地方裁量型

幼稚園 **保育所**
3～5歳 0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号～8号)

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て支援事業(第4章)

地域の実情に応じた子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食料費(副食費)に対する助成(第59条第3号ロ))

- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

仕事と子育ての両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるように支援

市町村主体

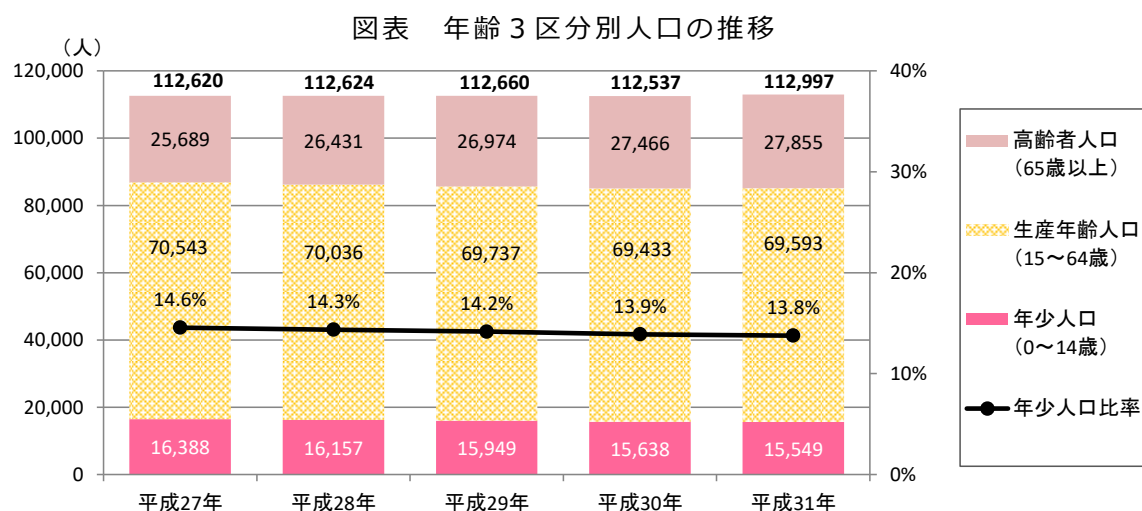
国主体

第2章 彦根市の子どもを取り巻く現状と課題

第1節 人口や世帯の状況

1. 人口構造

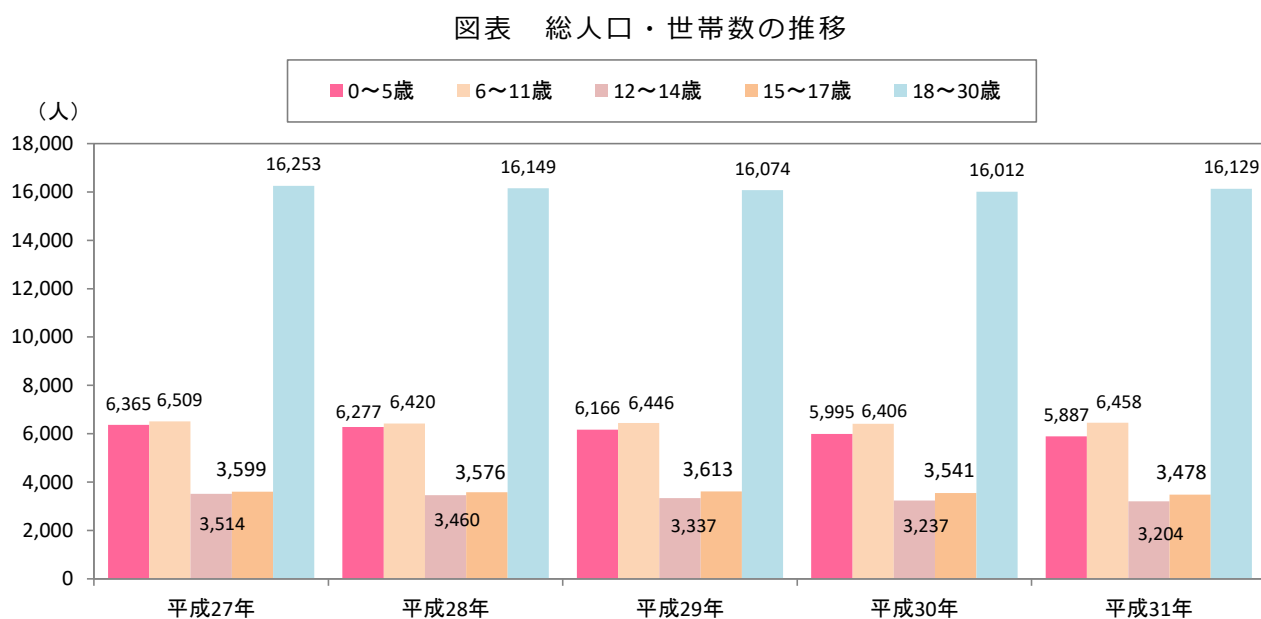
彦根市の近年の人口は、概ね横ばいで推移しています。うち年少人口は減少傾向にあり、年少人口比率も低下傾向にあります。



資料：彦根市ホームページ「年齢別統計表」(平成31年3月31日現在)

2. 子ども・若者人口の推移

各年齢区分でおおむね減少傾向にありますが、6~11歳と18~30歳は、平成31年に増加に転じています。



資料：彦根市ホームページ「年齢別統計表」(各年3月31日現在)

3. 外国人人口（の推移）

図表

資料：国勢調査

4. 世帯数および世帯分類

図表

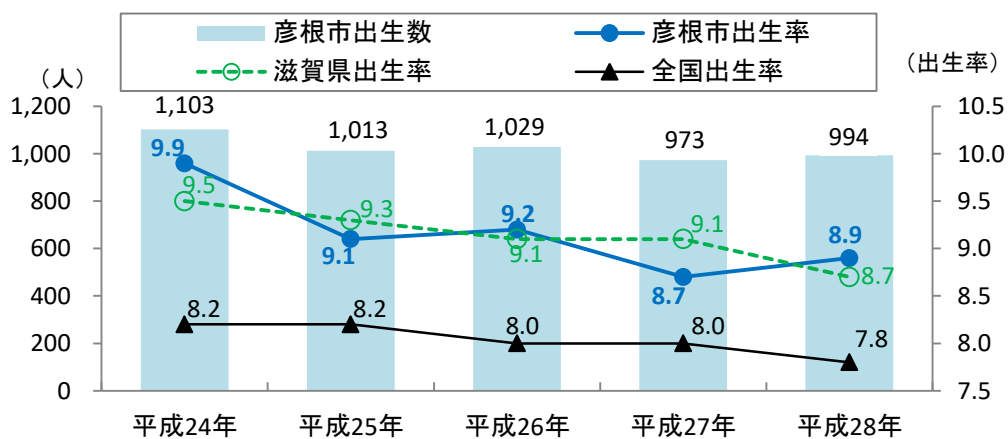
資料：国勢調査

第2節 子どもの状況

1. 出生の状況

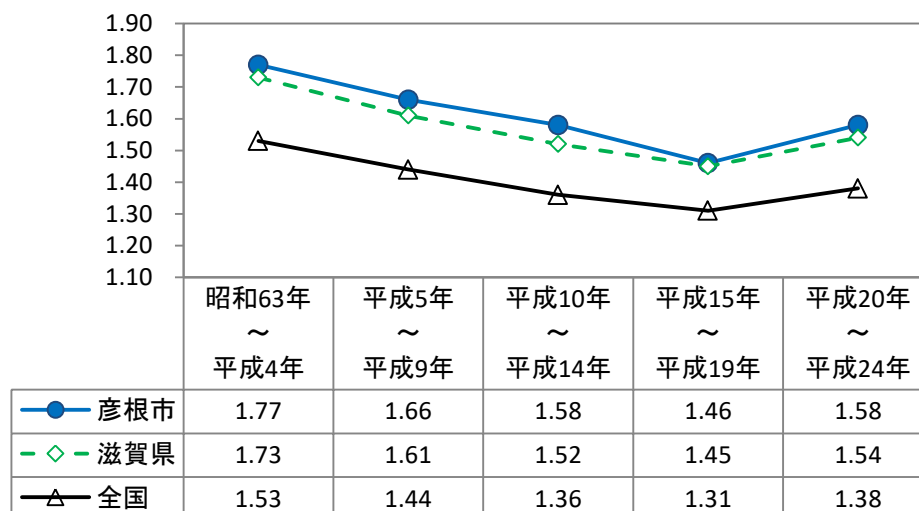
彦根市の近年の出生数は、1,000 人台から 900 人台で推移しています。出生率は全国の値よりも高くなっています。ベイズ推定による合計特殊出生率は直近値で 1.58 と国や県よりも高くなっています。

図表 出生数・出生率の推移



資料：人口動態統計 ※出生率は人口千対

図表 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計特殊報告

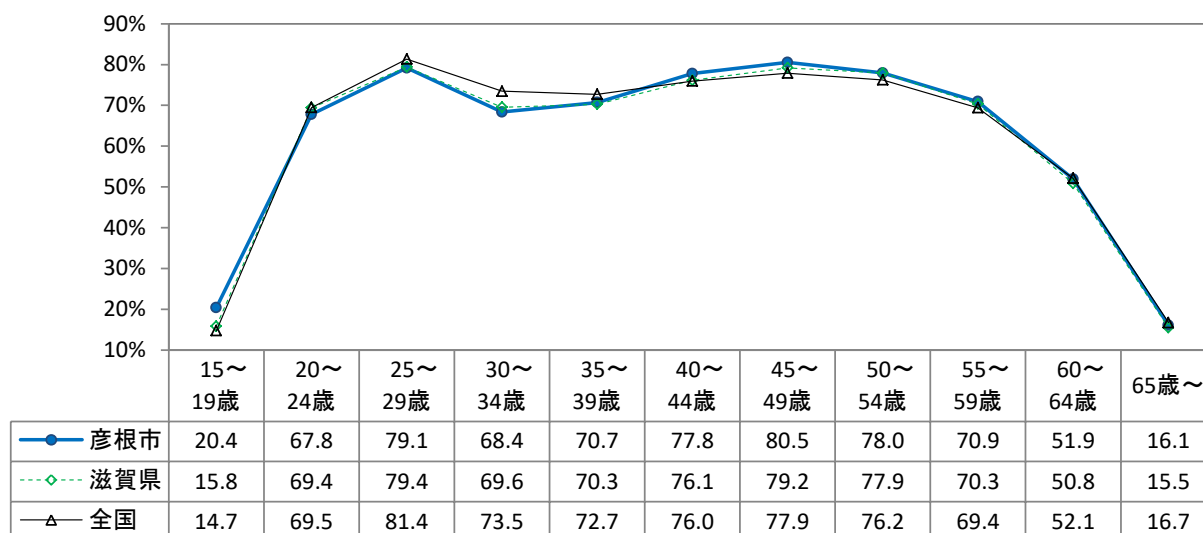
- ※ 1 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- ※ 2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

第3節 就労の状況

1. 労働力率

彦根市の年齢階級別の女性の労働力率は、M字型カーブを描いており、30～34 歳でM字の底となっています。20 から 39 歳の間で全国の値よりも低く、子育て支援や就労との両立支援が求められます。

図表 女性の年齢階級別労働力率～滋賀県・全国との比較～（2015年）



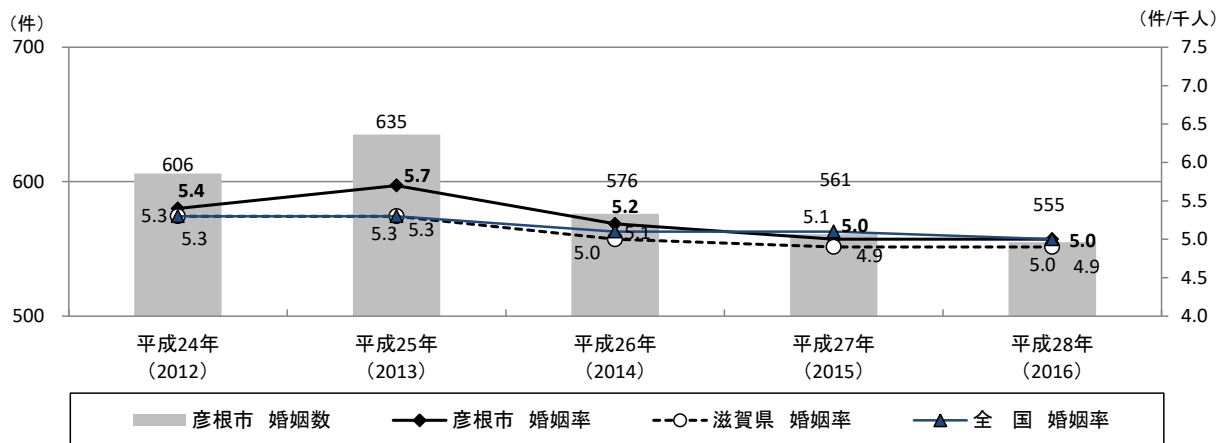
- ※ 3 労働力人口：15 歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。資料：総務省統計局「国勢調査」
- ※ 4 労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除いて算出。11 頁参照。

第4節 婚姻の状況

1. 結婚の状況

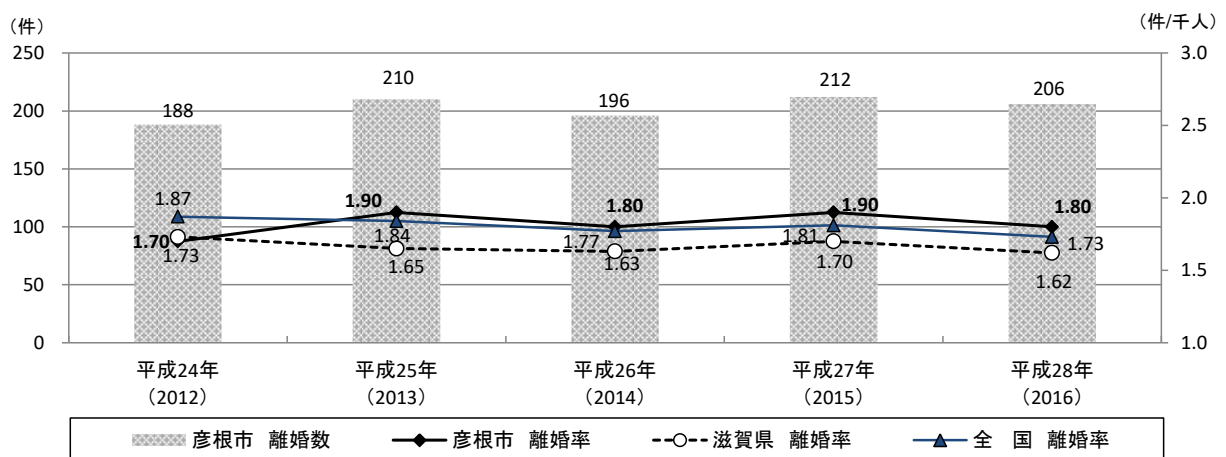
彦根市の婚姻数は500から600件台で推移しており、婚姻率は国や県よりも若干高くなっています。離婚数は200件前後で推移しており、近年の離婚率は国や県の値を上回っています。

図表 婚姻数・婚姻率の推移



資料：人口動態統計

図表 離婚数・離婚率の推移



資料：人口動態統計

第5節 児童虐待の状況

1. 通告件数

図表 通告件数

資料：彦根市資料（子育て支援課）

2. 種類別件数

図表 種類別件数

資料：彦根市資料（子育て支援課）

第6節 ひきこもりの状況

1. 推計数

図表 ひきこもりの推計数

資料：彦根市資料（子ども・若者課）

2. 相談件数

図表 滋賀県ひきこもり支援センターで対応した相談件数

資料：滋賀県資料

図表 彦根市子ども・若者総合相談センターで対応した相談件数

資料：彦根市資料（子ども・若者課）

第7節 ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の状況

1. ひとり親世帯の状況

図表 ひとり親世帯の状況
<母子世帯・父子世帯の推移> <2015年の母子世帯率・父子世帯率>

資料：総務省統計局「国勢調査」

2. 就労状況

図表 1 就労状況

資料：調査結果、全国母子世帯等調査結果

3. 平均年間収入

4. 住居の所有状況

第8節 支援・経済状況および保護者の就労状況

1. 生活保護の受給状況

図表 生活保護の受給世帯・受給率

資料：彦根市資料

2. 児童扶養手当の受給状況

図表 児童不要手当受給資格者数・受給者数

資料：彦根市資料

2

3. 就学援助の受給状況

図表 就学援助費認定者数・認定率

資料：彦根市資料

4. 有効求人倍率

図表

資料：彦根市資料

第9節 子どもの学習・学校教育の状況

1. 全国学力・学習状況調査結果

図表

資料：彦根市資料

2. 学校外学習時間の状況

図表

資料：彦根市資料

3

3. 市内公立小中学校の不登校児童・生徒の状況

図表

資料：彦根市資料

4. 県内の公立高等学校の中途退学者数

図表

資料：滋賀県資料

5. スクール・ソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの状況

図表

資料：彦根市資料

第 10 節 子ども・子育て、若者支援サービス等の利用状況

1. 認定こども園、保育所、幼稚園等の状況

図表 就学前の教育・保育施設数の推移

(単位：か所)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
認定こども園	公立					
	私立					
保育所	公立					
	私立					
幼稚園	公立					
	私立					
小規模保育事業	私立					
合計						

資料：彦根市資料（各年 5 月 1 日）

図表 就学前の入所児童の状況と推移

(単位：人)

区 分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育を必要としない子ども (1号認定)	幼稚園・認定こども園	公立	定員				
			入園児童数				
			定員比入園率				
		私立	定員				
			入園児童数				
			定員比入園率				
	合計	定員					
		入園児童数					
		定員比入園率					
		人口比入園率 (3～5歳)					
保育を必要とする子ども (2・3号認定)	保育所・認定こども園・小規模保育事業所	公立	定員				
			入園児童数				
			定員比入園率				
		私立	定員				
			入園児童数				
			定員比入園率				
	合計	定員					
		入園児童数					
		定員比入園率					
		人口比入園率 (0～5歳)					

資料：彦根市資料（各年 5 月 1 日）

※入園児童数は、他市からの通園児を除く。

定員比入園率 = 入園児童数 / 定員

人口比入園率 = 入園児童数 / 人口

2. 放課後児童対策事業の状況

図表 就学前の入所児童の状況と推移 (単位：人)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入会児童数	低学年					
	高学年					
小学校在籍児童数	低学年					
入会率	低学年					

資料：(各年5月1日)

※高学年の受入れは要配慮児童のみ。

入会率 = 入会児童数 / 小学校在籍児童数

3. その他サービス利用状況

図表

第 11 節 子ども・子育て、若者支援に関する市民の意識

1. 調査実施状況

(1) 調査目的

本調査は、平成27年3月に策定した「彦根市子ども・若者プラン」、平成29年3月に策定した「彦根市子どもの貧困対策計画」の見直しにあたり、市内にお住まいのお子さんのいるご家庭、18歳～39歳の若者、施設・団体等を対象に、子育てに関する実態や子どもたちの生活実態、市民のみなさまのご意見などをおうかがいし、今後の市の子育て支援、子ども・若者支援に係る事業計画策定の基礎資料として活用するため実施しました。

(2) 調査の実施状況

調査種別	調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
就学前児童調査・小学生児童調査	市内在住 小学校入学前（0～5歳児）の子どもがいる世帯	2,000人 (無作為抽出)	835人	41.8%	平成30年 12月13日 ～ 12月28日	郵送配布・郵送回収
	市内在住 小学生（1～4年生）の子どもがいる世帯	1,000人 (無作為抽出)	378人	37.8%		郵送配布・郵送回収
若者の意識調査	市内在住 18歳～39歳の若者	769人 (無作為抽出)	183人	23.8%	平成30年 12月13日 ～ 平成31年 1月7日	郵送又は大学等を通じた手渡しによる配布・郵送回収
貧困対策に関する調査	小学5年生、中学2年生の子どもがいる世帯	2,051人 (悉皆調査)	776人	37.8%		学校経由配布・郵送回収
	市内の支援団体・行政機関・児童福祉施設	16カ所	11カ所	68.8%		郵送又は直接配布・回収
	市内の保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校・中学校・高校・大学	75カ所	58カ所	77.3%		郵送又は直接配布・回収
	定期的な学習支援を利用している児童・生徒	66人	24人	36.4%	手渡しによる配布・回収	

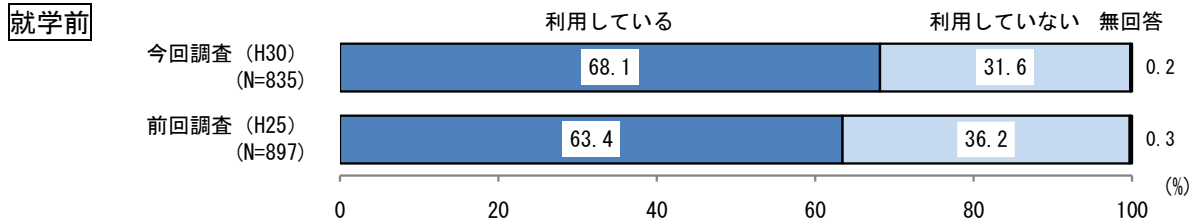
2. 調査結果概要

(1) 就学前児童調査・小学生児童調査

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

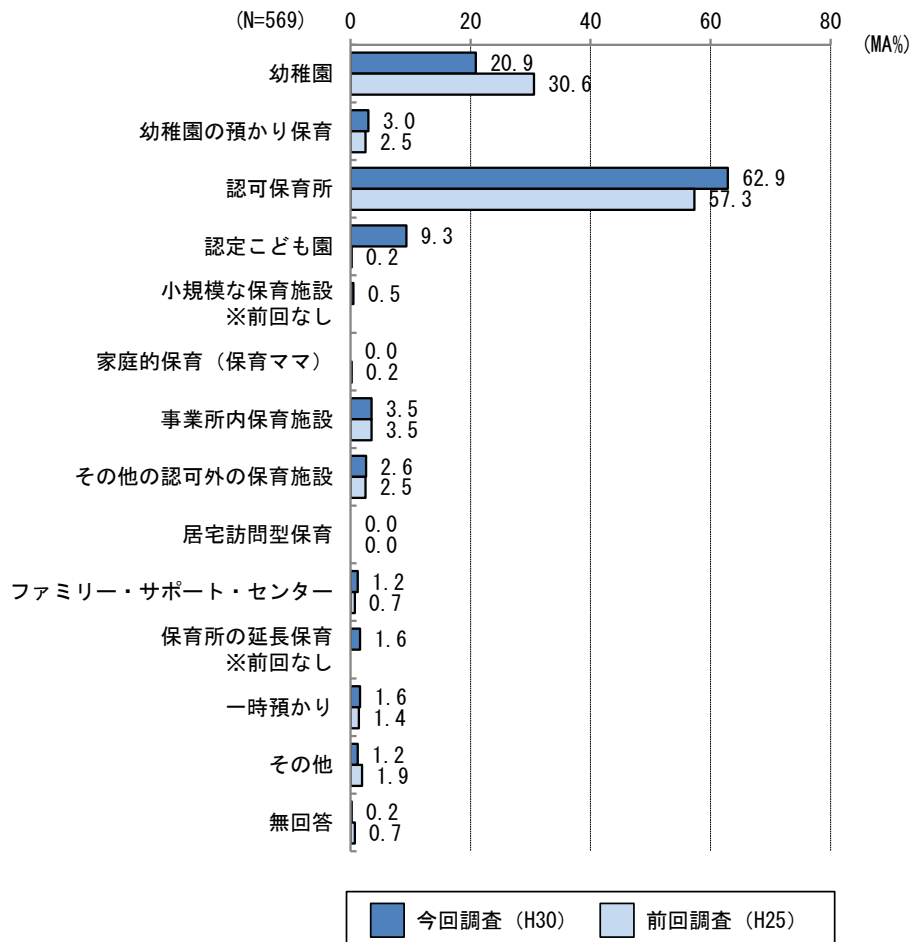
・ 定期的な教育・保育事業の利用の有無

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が68.1%（前回63.4%）、「利用していない」が31.6%（前回36.2%）となっています。



・ 平日に利用している教育・保育事業

定期的な教育・保育の事業を「利用している」とお答えの方に、平日に利用している教育・保育事業についてたずねたところ、「認可保育所」が62.9%（前回57.3%）、「幼稚園」が20.9%（前回30.6%）、「認定こども園」が9.3%（前回0.2%）となっています。前回と比べ、幼稚園の利用度が低くなり、認可保育所と認定こども園の利用度が上昇しています。



・年齢別平日に利用している教育・保育事業（幼稚園・認可保育所）

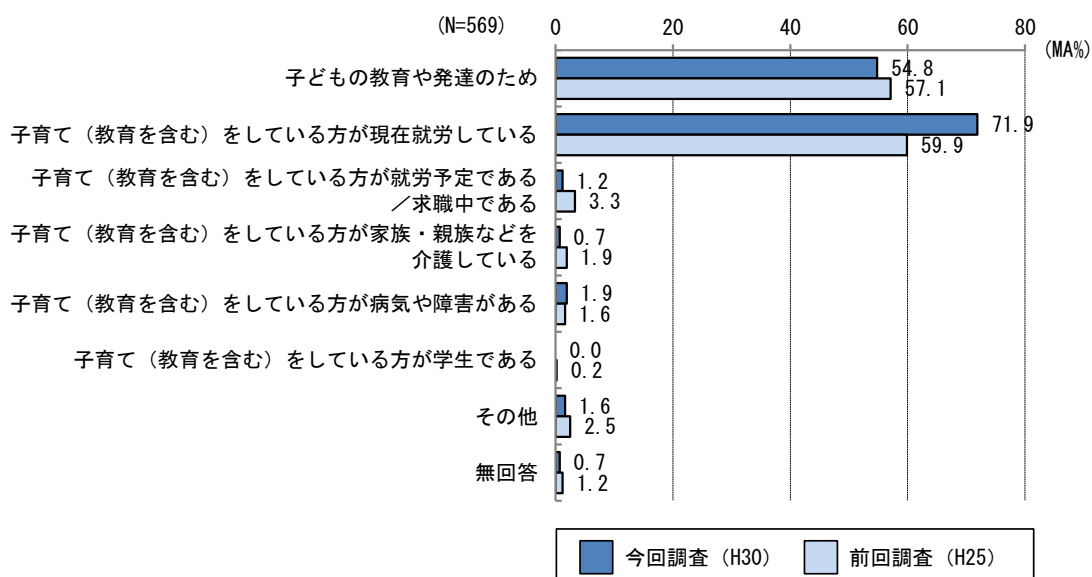
年齢別で見ると、すべての年齢で「認可保育所」の割合が最も高くなっています。

【年齢別・就労形態別】

		N	幼稚園	育 幼稚園の預かり保	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	マ（マ）家庭的保育（保育	事業所内保育施設	保育施設	その他の認可外の	居宅訪問型保育	ポファミリーセンター	保育所の延長保育	一時預かり	その他	無回答
年齢別	全体	569	20.9	3.0	62.9	9.3	0.5	0.0	3.5	2.6	0.0	1.2	1.6	1.6	1.2	0.2	
	0歳	3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	1歳	43	0.0	0.0	67.4	0.0	4.7	0.0	14.0	7.0	0.0	0.0	0.0	4.7	4.7	0.0	
	2歳	71	0.0	0.0	84.5	1.4	1.4	0.0	5.6	5.6	0.0	1.4	1.4	1.4	1.4	0.0	
	3歳	91	12.1	0.0	69.2	11.0	0.0	0.0	5.5	1.1	0.0	3.3	4.4	2.2	1.1	0.0	
	4歳	137	31.4	4.4	55.5	11.7	0.0	0.0	2.9	2.2	0.0	0.0	2.2	0.0	0.7	0.0	
	5歳	123	27.6	5.7	59.3	11.4	0.0	0.0	0.8	0.8	0.0	1.6	0.8	1.6	0.8	0.0	
6歳	86	30.2	3.5	54.7	14.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	1.2	0.0	1.2	1.2	0.0		
就労状況別	全体	569	20.9	3.0	62.9	9.3	0.5	0.0	3.5	2.6	0.0	1.2	1.6	1.6	1.2	0.2	
	ひとり親	41	7.3	2.4	82.9	4.9	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	0.0	
	共働き（両親ともフルタイム）	205	1.5	0.0	87.8	4.9	1.0	0.0	4.9	2.4	0.0	1.5	2.9	1.0	0.0	0.0	
	共働き（フルタイム×パート）	197	20.3	6.1	62.9	8.1	0.0	0.0	5.1	3.0	0.0	1.0	1.0	1.5	0.5	0.0	
	専業主婦（夫）	105	64.8	3.8	5.7	21.9	1.0	0.0	0.0	2.9	0.0	1.9	0.0	1.9	5.7	1.0	
	共働き（パート×パート）	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無業×無業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

・平日、教育・保育事業を利用している主な理由

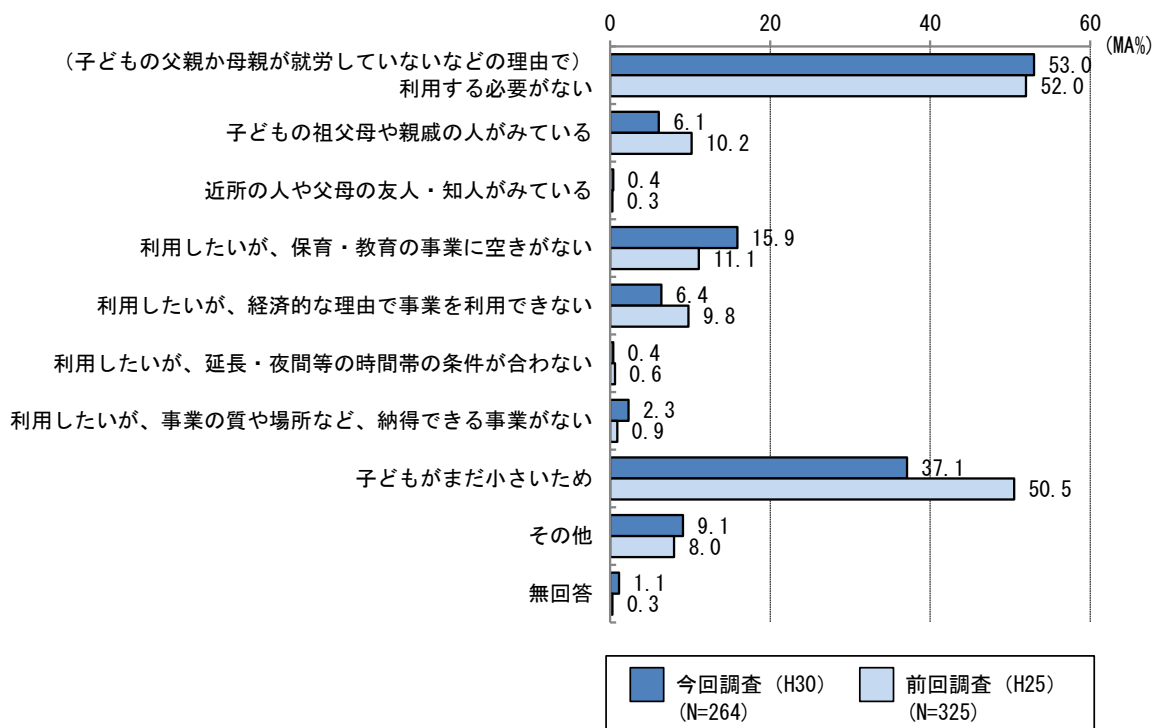
平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてみると、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 71.9%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が 54.8%となっています。



・利用していない理由

利用していない理由についてみると、「(子どもの父親か母親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が53.0%で最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」が37.1%となっています。また、何歳くらいになったら利用しようと考えているかについて、利用しようとしている年齢では「3歳」が53.1%と最も高くなっています。

就学前



■利用したい時の子どもの年齢

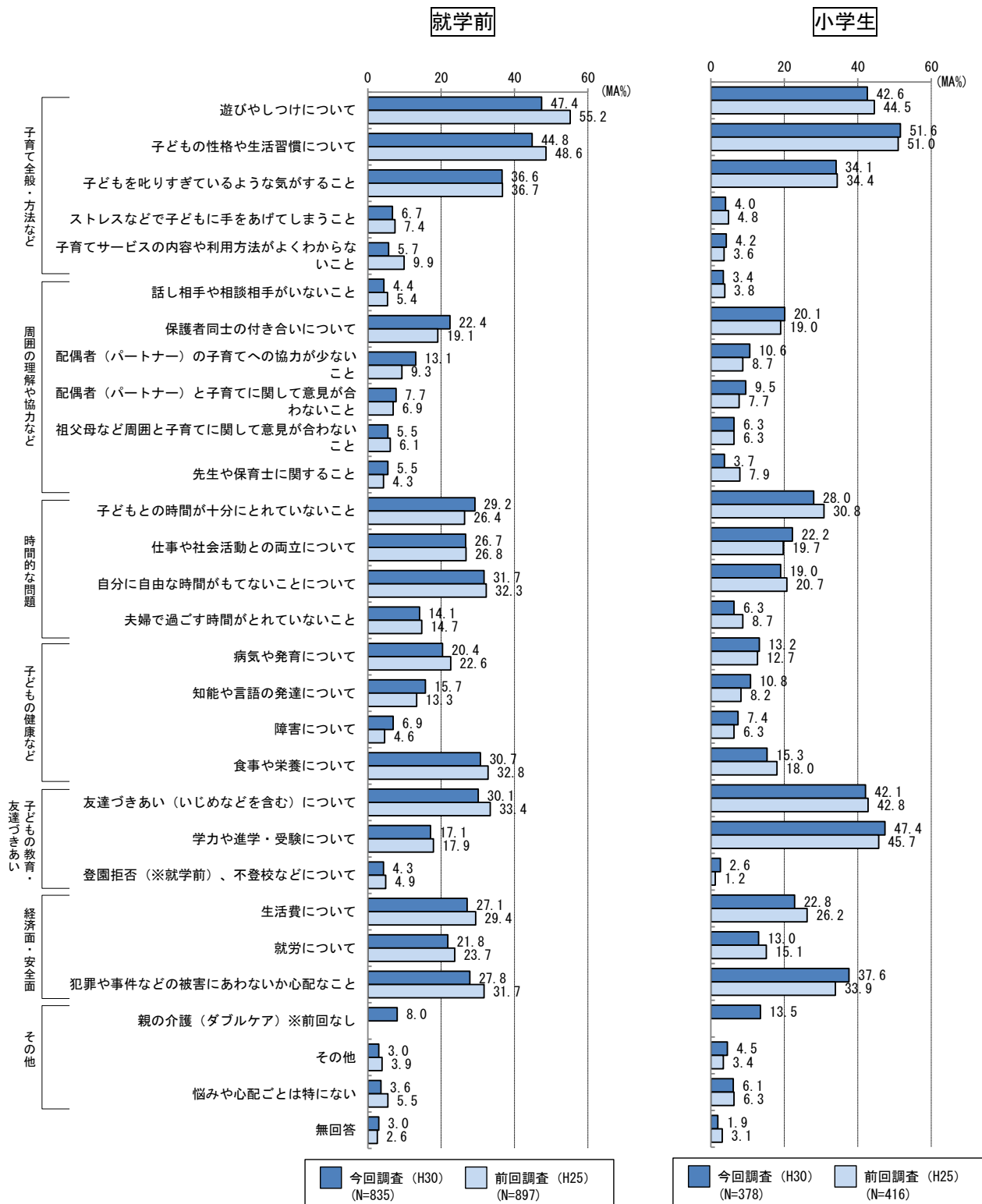
N	年齢 (%)					
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	無回答
98	8.2	15.3	53.1	19.4	0.0	4.1

②保護者の子育てに関する意識

・子育てに関して日頃悩んでいること

子育てに関する悩みや心配ごとについては、就学前では「遊びやしつけについて」が47.4%と最も多く、次いで、「子どもの性格や生活習慣について」が44.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが36.6%となっています。

小学生では「子どもの性格や生活習慣について」が51.6%と最も多く、次いで、「学力や進学・受験について」が47.4%、「遊びやしつけについて」が42.6%、「友達づきあい（いじめなどを含む）について」が42.1%となっています。

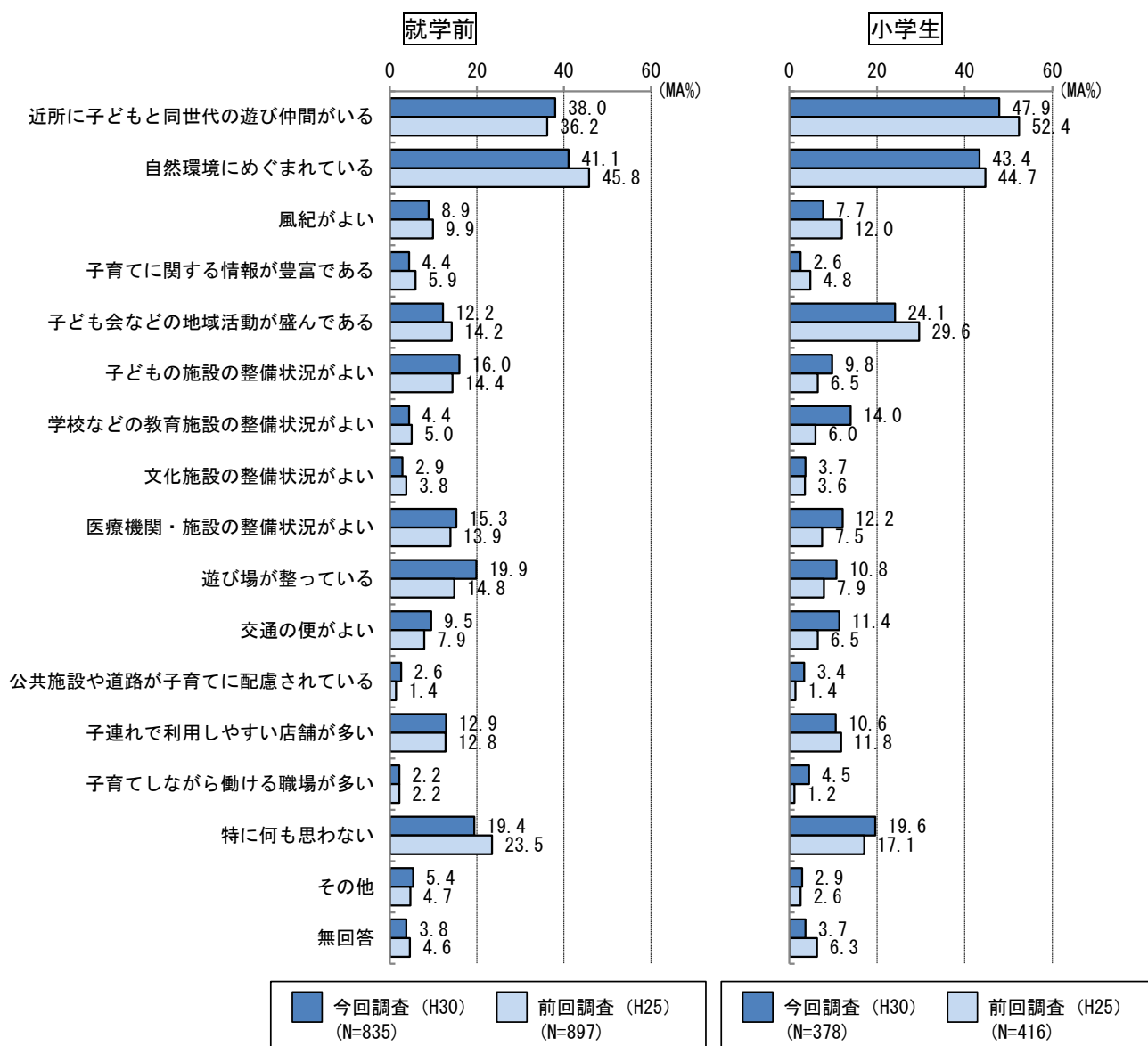


③子育て環境について

・彦根市の子育て環境

彦根市の子育て環境は、就学前では「自然環境にめぐまれている」が41.1%と最も多く、小学生では「近所に子どもと同世代の遊び仲間がいる」が47.9%と最も多くなっています。

就学前・小学生ともに、自然環境や近所との環境に対するの評価は高い一方で、子どもの施設や教育施設、文化施設の整備状況といった行政施策に関することに対する評価は低くなっています。

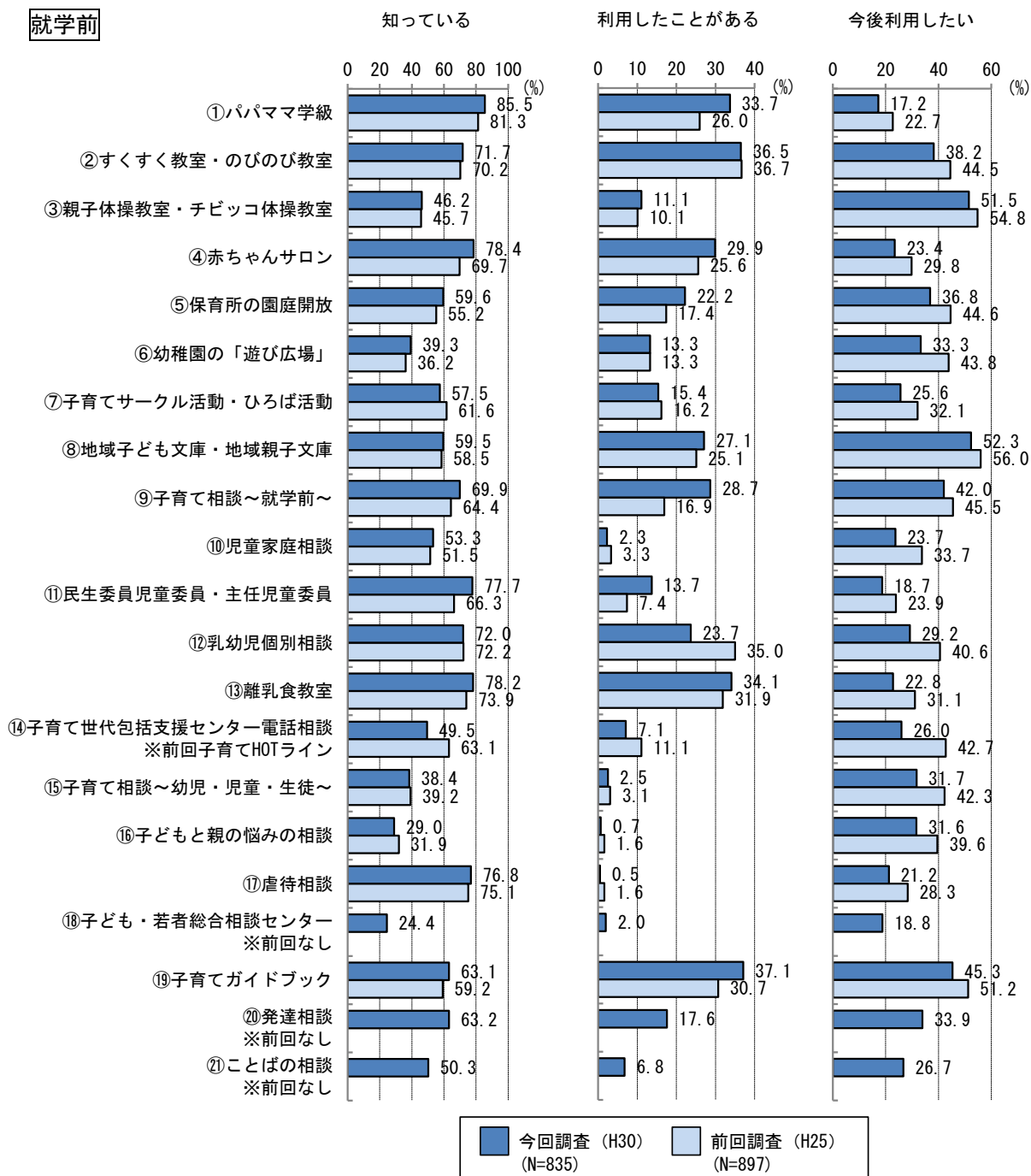


④子育て支援サービスについて

・就学前児童向けサービスの認知度・利用度

彦根市の子育て支援サービスの認知度、利用経験(状況)、利用意向については、認知度では、「①パパママ学級」が85.5%と最も多くなっています。利用経験(状況)では、「⑩子育てガイドブック」が37.1%と最も多くなっています。利用意向では、「⑧地域子ども文庫・地域親子文庫」が52.3%と最も多くなっています。

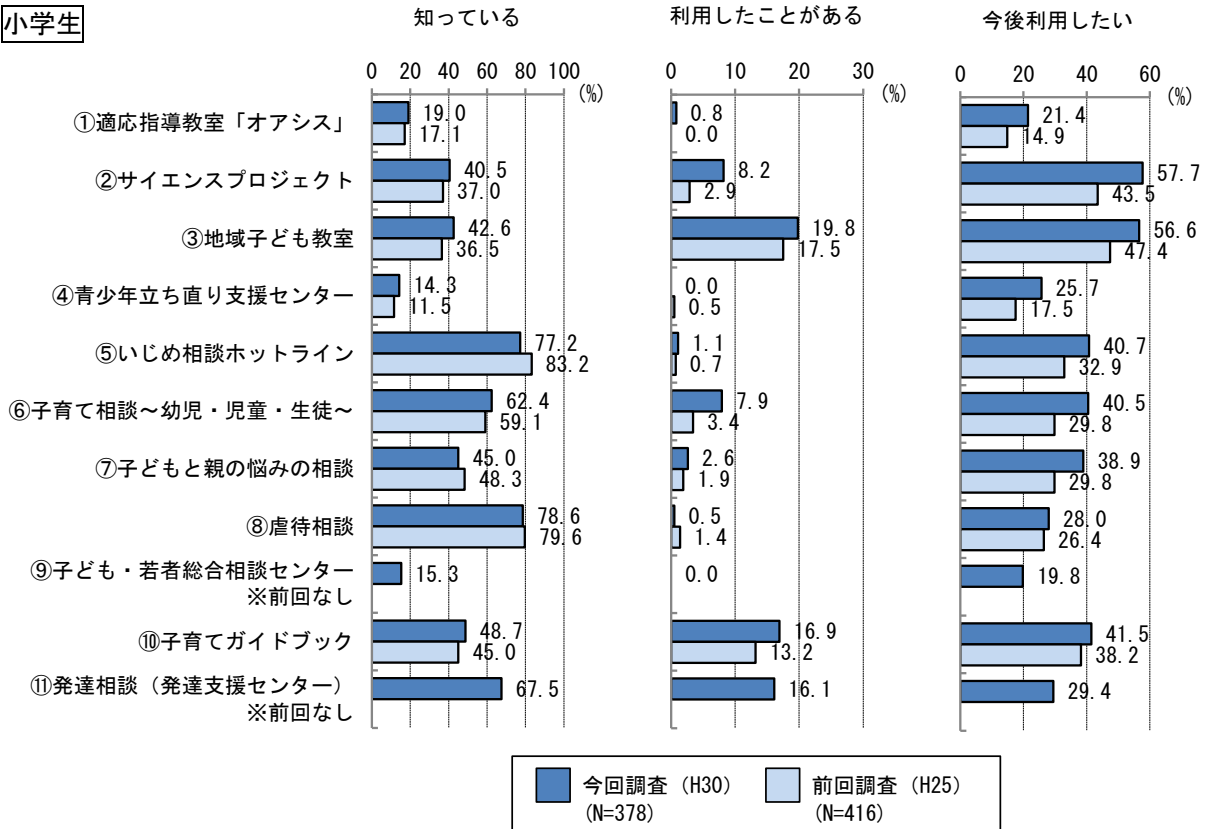
就学前



・就学児童向けサービスの認知度・利用度

彦根市の学習支援・子育て支援サービスの認知度、利用経験、利用意向については、認知度では、「⑧虐待相談」が78.6%と最も多くなっています。利用経験では、「③地域子ども教室」が19.8%と最も多くなっています。利用意向では、「②サイエンスプロジェクト」が57.7%と最も多くなっています。

小学生

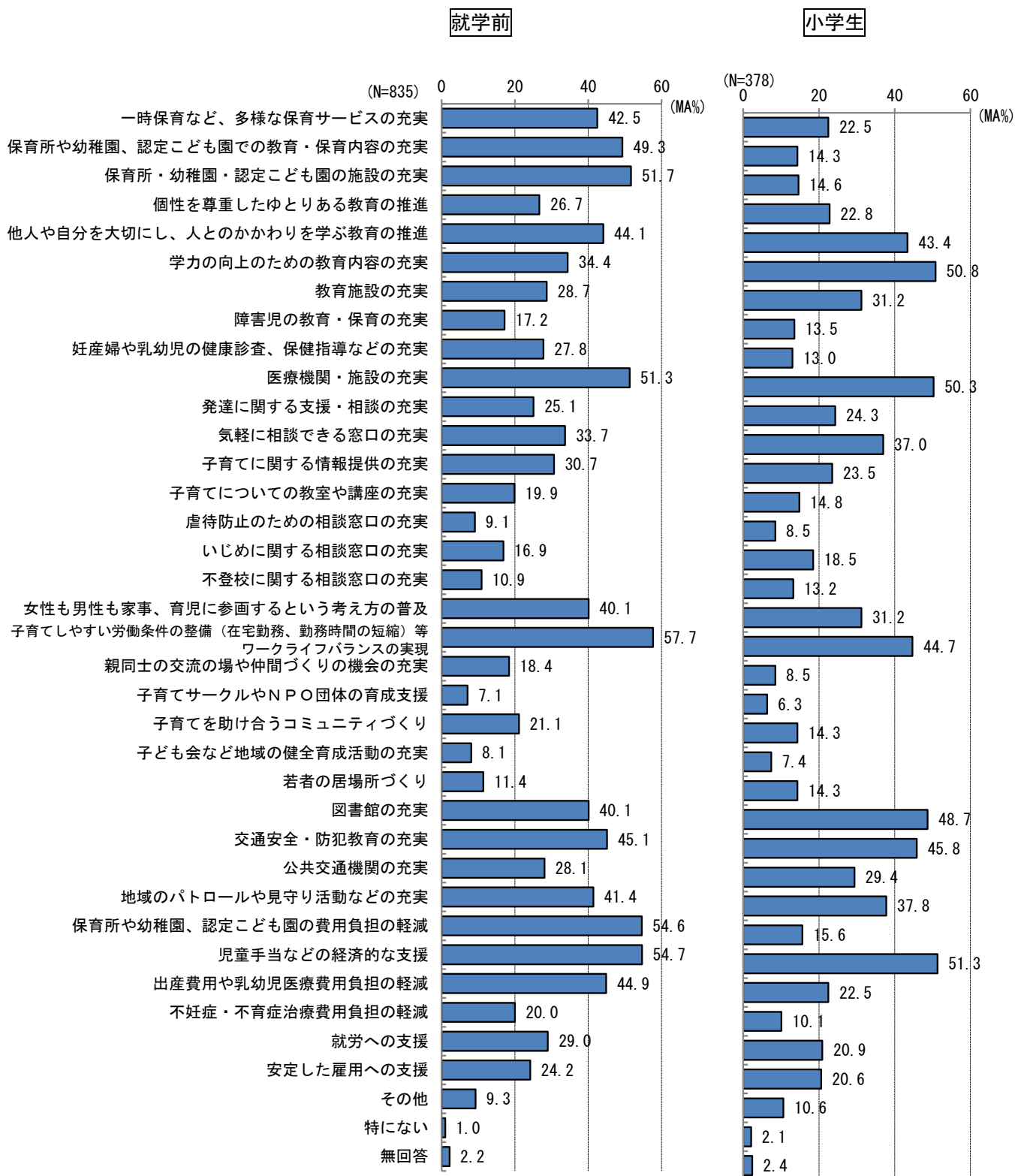


⑤子育て支援施策について

・市に期待する子育て支援施策

彦根市のこれからの子育て支援施策で期待することは、就学前では「子育てしやすい労働条件の整備等ワークライフバランスの実現」が57.7%と最も多く、次いで、「児童手当などの経済的な支援」が54.7%、「保育所や幼稚園、認定こども園の費用負担の軽減」が54.6%となっています。

小学生では「児童手当などの経済的な支援」が51.3%と最も多く、全体では「 」が・・・

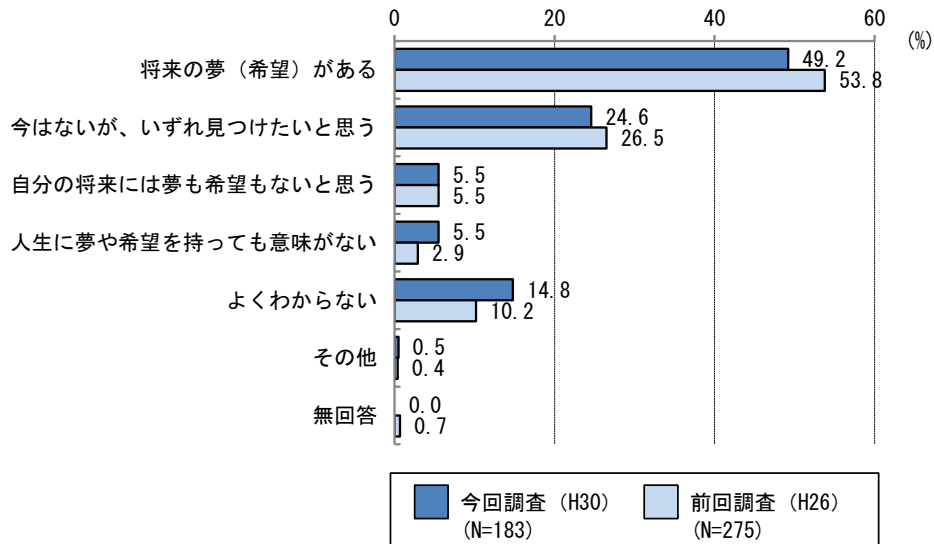


(2) 若者の意識調査

①将来について

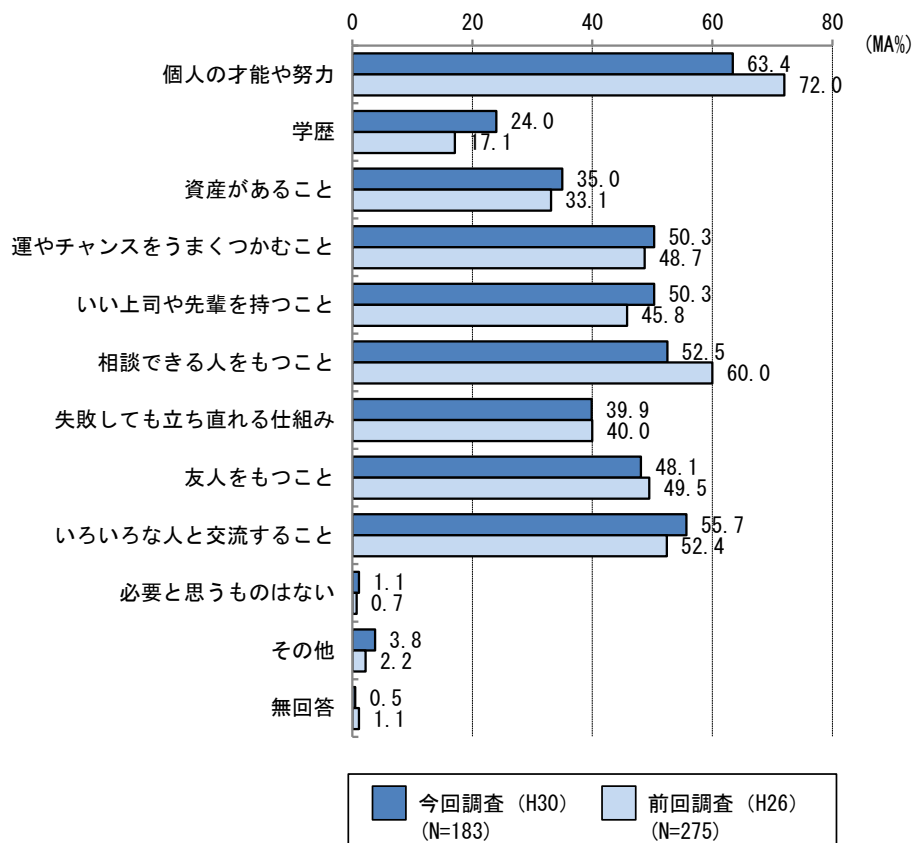
・夢や希望

将来の夢や希望については、「将来の夢（希望）がある」が49.2%と最も多く、次いで、「今はないが、いずれ見つけたいと思う」が24.6%となっています。



・社会で生きていくために必要なこと

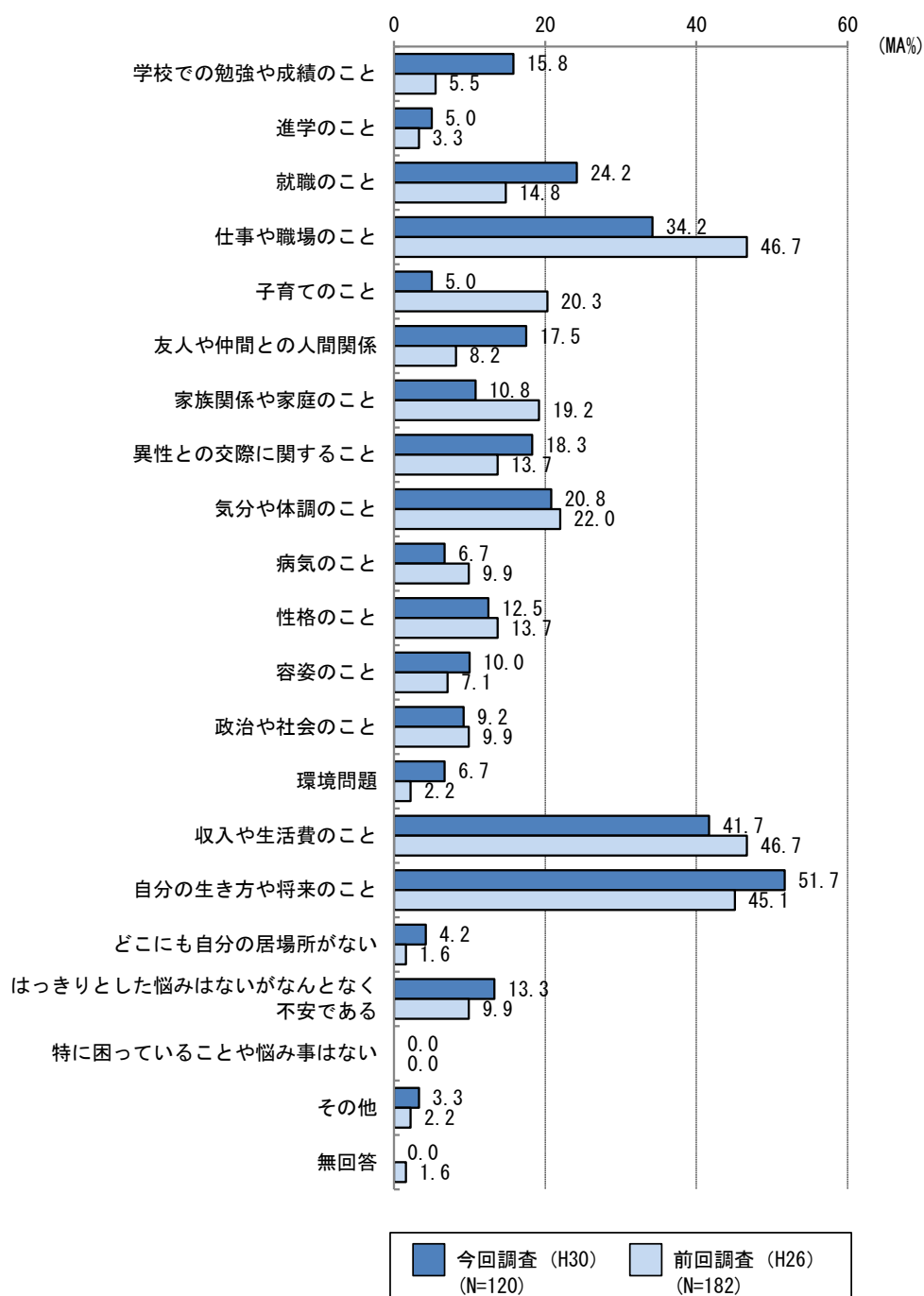
社会で生きていくために必要だと思うことは、「個人の才能や努力」が63.4%と最も多く、次いで、「いろいろな人と交流すること」が55.7%となっています。



②困りごとについて

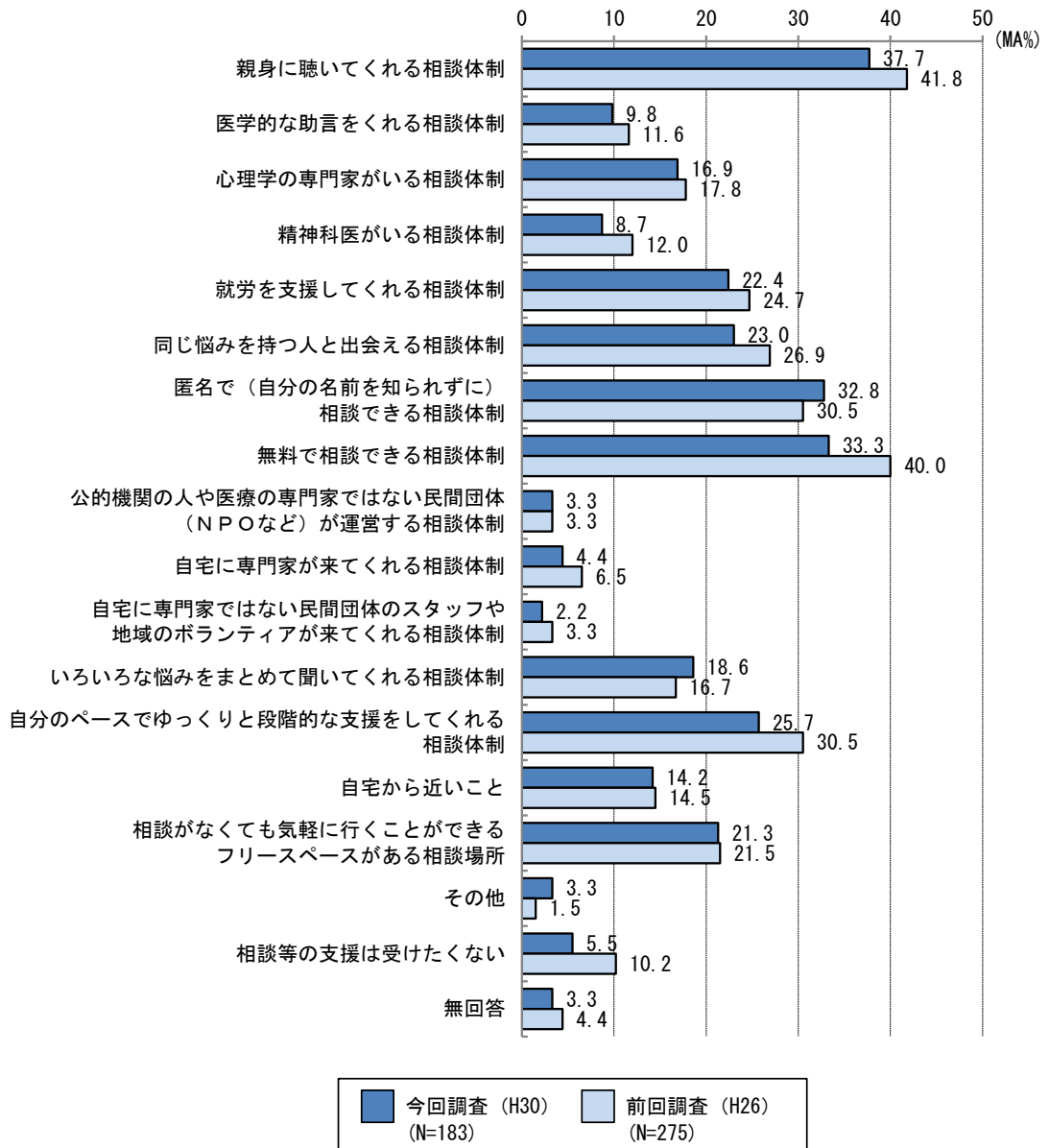
・困りごとの内容

悩みや心配ごと、困っていることが「ある」とお答えの方に、困っている内容についてたずねたところ、「自分の生き方や将来のこと」が51.7%と最も多く、次いで、「収入や生活費のこと」が41.7%となっています。



・相談体制について

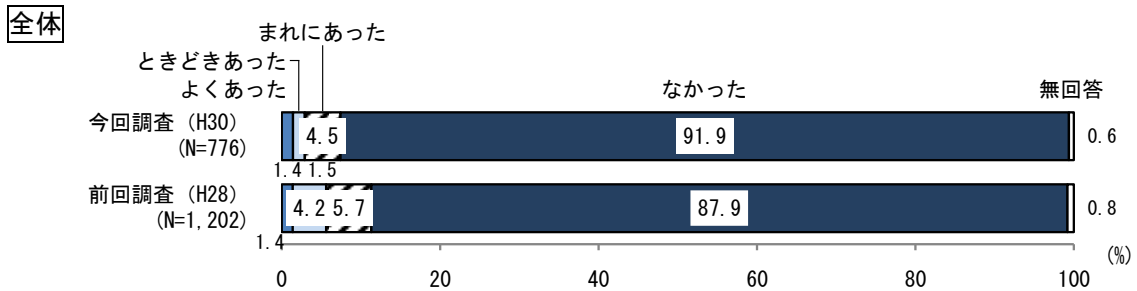
若者を支援していくために必要だと思う相談体制については、「親身に聴いてくれる相談体制」が37.7%と最も多く、次いで、「無料で相談できる相談体制」が33.3%となっています。



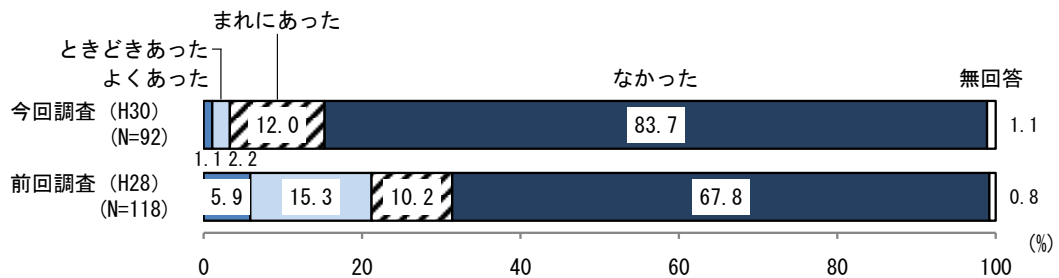
(3) 貧困対策に関する調査

①必要なものが買えなかったこと

過去1年間で、必要とする食べ物や衣服が買えなかった経験の有無については、「なかった」が91.9%と最も多くなっています。母子世帯でも、「なかった」が83.7%と最も多くなっています。「よくあった」、「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた『あった』(生活困難世帯)は7.4%となっています。母子世帯では、『あった』(生活困難世帯)は15.3%となっています。(前回調査時は、『あった』(生活困難世帯)は11.3%、母子世帯では31.4%でした。)



母子世帯



「生活困難世帯」

- ・・・過去1年間で、必要とする食べ物や衣服が買えなかった経験のあった世帯
(「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」)

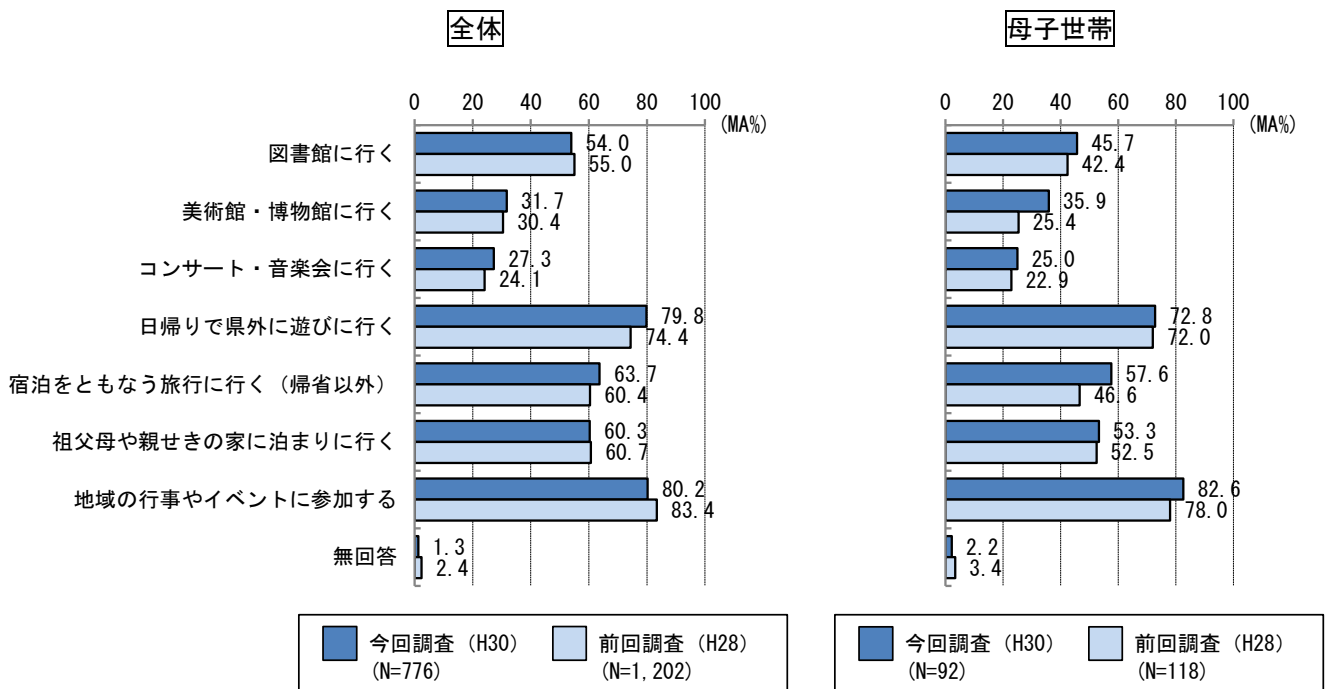
②子どもの生活実態について

●子どもが過去1年間体験したこと

子どもが過去1年間に体験したことは、「地域の行事やイベントに参加する」が80.2%と最も多く、次いで、「日帰りで県外に遊びに行く」が79.8%となっています。

母子世帯でも、「地域の行事やイベントに参加する」が82.6%と最も多く、次いで、「日帰りで県外に遊びに行く」が72.8%となっています。

また、生活困難世帯では、そうでない非生活困難世帯に比べて、費用負担のある「宿泊をともなう旅行に行く（帰省以外）」の回答割合が低い傾向がみられます。



【学年・剥奪指標別】

		N	図書館に行く	美術館・博物館に行く	コンサート・音楽会に行く	日帰りで県外に遊びに行く	宿泊をともなう旅行 (帰省以外)	祖父母や親せきの家に泊まりに行く	地域の行事やイベントに参加する	無回答	
剥奪学 指年 標・ 別	全体	776	54.0	31.7	27.3	79.8	63.7	60.3	80.2	1.3	
	全体	生活困難世帯	58	51.7	29.3	27.6	67.2	43.1	60.3	81.0	3.4
		非生活困難世帯	713	54.3	32.1	27.3	80.8	65.5	60.3	80.1	1.1
	小学5年生	生活困難世帯	37	51.4	37.8	27.0	67.6	48.6	70.3	89.2	0.0
		非生活困難世帯	385	67.0	43.9	27.5	86.8	71.4	67.0	88.3	0.3
	中学2年生	生活困難世帯	21	52.4	14.3	28.6	66.7	33.3	42.9	66.7	9.5
		非生活困難世帯	328	39.3	18.3	27.1	73.8	58.5	52.4	70.4	2.1

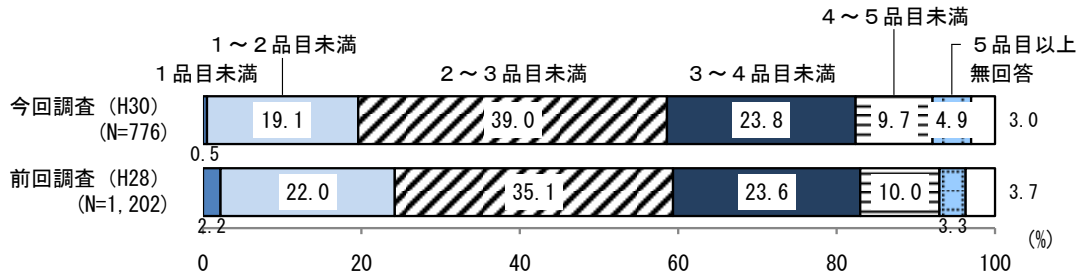
●最近3日間の朝食のメニュー

最近3日間の朝食メニューについては、「2～3品目未満」が39.0%と最も多く、次いで、「3～4品目未満」が23.8%となっています。

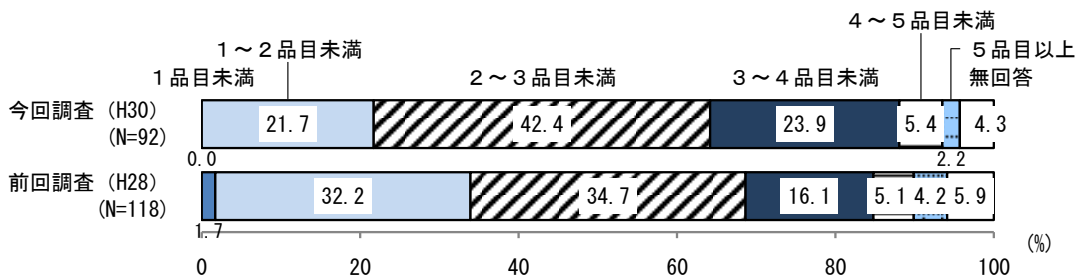
母子世帯でも、「2～3品目未満」が42.4%と最も多く、次いで、「3～4品目未満」が23.9%となっています。

また、中学2年生のいる生活困難世帯では、「1～2品目未満」が33.3%と他に比べて高く、4品目以上は0%となっています。

全体



母子世帯



【学年・剥奪指標別】

		N	1品目未満	1～2品目未満	2～3品目未満	3～4品目未満	4～5品目未満	5品目以上	無回答	
剥奪学年 指標別	全体	776	0.5	19.1	39.0	23.8	9.7	4.9	3.0	
	生活困難世帯	58	0.0	25.9	37.9	22.4	3.4	5.2	5.2	
		713	0.6	18.4	39.4	23.7	10.2	4.9	2.8	
	小学5年生	生活困難世帯	37	0.0	21.6	43.2	18.9	5.4	8.1	2.7
		非生活困難世帯	385	0.5	16.9	44.2	22.3	8.8	4.9	2.3
	中学2年生	生活困難世帯	21	0.0	33.3	28.6	28.6	0.0	0.0	9.5
非生活困難世帯		328	0.6	20.1	33.8	25.3	11.9	4.9	3.4	

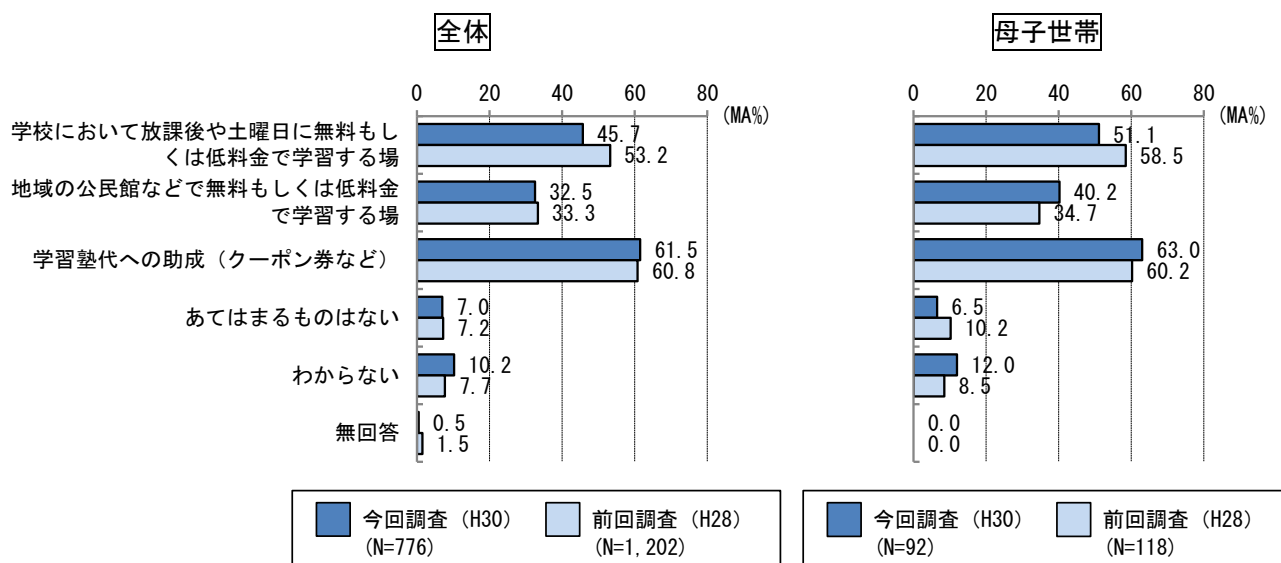
③子どもの学習について

●子どもの学習に関して利用したい事業

子どもの学習に関してあれば利用する事業では、「学習塾代への助成（クーポン券など）」が61.5%と最も多く、次いで、「学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場」が45.7%となっています。

母子世帯でも、「学習塾代への助成（クーポン券など）」が63.0%と最も多く、次いで、「学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場」が51.1%となっています。

また、小学5年生のいる生活困難世帯で「学校において放課後や土曜日に無料もしくは低料金で学習する場」が67.6%と高くなっています。



【学年・剥奪指標別】

		N	低土学校習料地域（クーポン代への助成）	土曜日に学習する場	学校において無料もしくは放課後や	公民館など低料金で無	あてはまるものはない	わからない	無回答
剥奪学 指年・ 標別	全体	776	45.7	32.5	61.5	7.0	10.2	0.5	
	全体	生活困難世帯	58	60.3	44.8	62.1	10.3	3.4	0.0
		非生活困難世帯	713	44.6	31.4	61.2	6.7	10.8	0.6
	小学5年生	生活困難世帯	37	67.6	48.6	59.5	5.4	2.7	0.0
		非生活困難世帯	385	49.1	36.9	57.4	6.0	10.4	1.0
	中学2年生	生活困難世帯	21	47.6	38.1	66.7	19.0	4.8	0.0
非生活困難世帯		328	39.3	25.0	65.5	7.6	11.3	0.0	

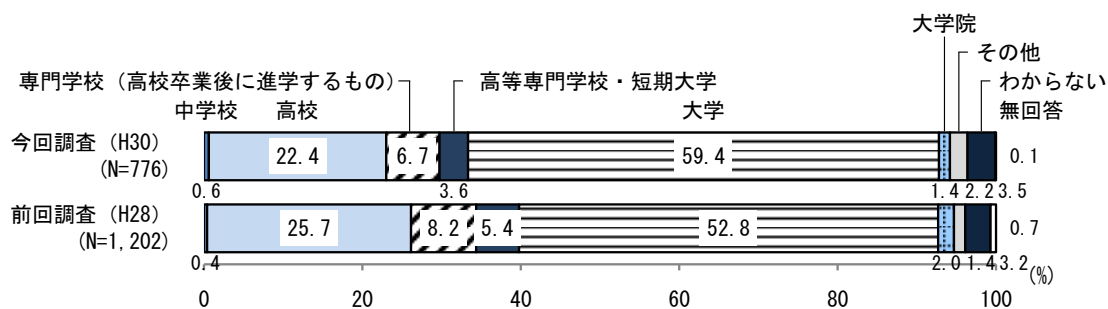
●子どもに希望する学歴

子どもに望む最終学歴は、「大学」が59.4%と最も多く、次いで、「高校」が22.4%となっています。

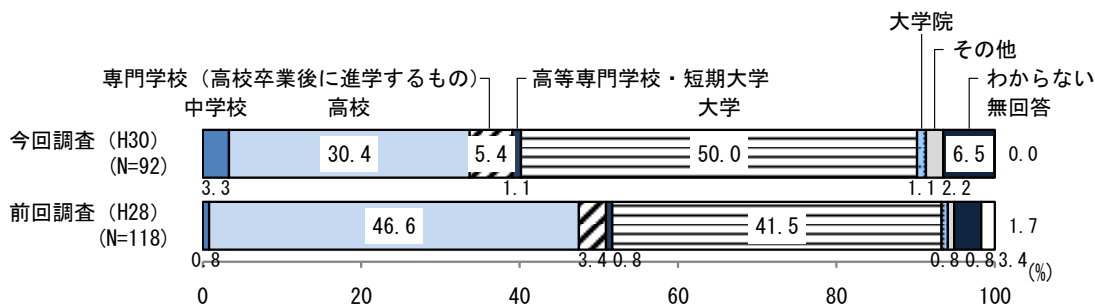
母子世帯でも、「大学」が50.0%と最も多く、次いで、「高校」が30.4%となっています。

また、中学2年生のいる生活困難世帯では「大学」が33.3%と他の属性に比べて低くなっています。

全体



母子世帯



【学年・剥奪指標別】

		N	中学校	高校	後専門に 進学校 （高校の 卒業）	高等 専門 学校・ 短期 大学	大学	大学院	その他	わ か ら な い	無 回 答	
剥奪学 指年 標・ 別	全体	776	0.6	22.4	6.7	3.6	59.4	1.4	2.2	3.5	0.1	
	生活困難世帯	生活困難世帯	58	0.0	31.0	13.8	5.2	39.7	0.0	0.0	10.3	0.0
		非生活困難世帯	713	0.7	21.6	6.0	3.5	61.2	1.5	2.4	2.9	0.1
	小学5年生	生活困難世帯	37	0.0	29.7	16.2	8.1	43.2	0.0	0.0	2.7	0.0
		非生活困難世帯	385	0.8	21.3	6.8	3.6	60.8	1.6	2.6	2.3	0.3
	中学2年生	生活困難世帯	21	0.0	33.3	9.5	0.0	33.3	0.0	0.0	23.8	0.0
非生活困難世帯		328	0.6	22.0	5.2	3.4	61.6	1.5	2.1	3.7	0.0	

④子どもの過ごし方について

●平日の放課後の過ごし方

子どもが小学5年生の方に、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについてたずねたところ、「自宅」が85.1%と最も多く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が64.3%となっています。母子世帯でも、「自宅」が78.8%と最も多くなっています。また、生活困難世帯では「自宅」や「習い事」が他の属性より低い一方、「児童館・子どもセンター」や「放課後児童クラブ」が他よりも高くなっています。

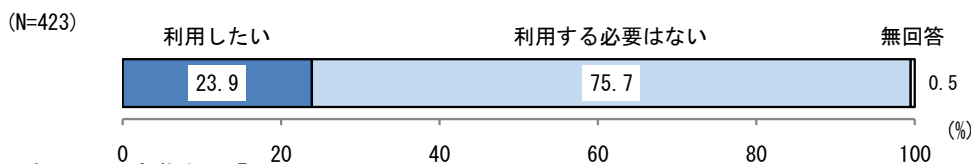
【母子父子世帯別／剥奪指標別】

			(MA%)									
			N	自宅	知人 祖父母 住宅 や友人	ブ室 習い 事 （サ ツカ ー ク ラ ブ 、 学 習 塾 な ど）	ン タ ー 児 童 館 ・ 子 ど も セ	放 課 後 児 童 ク ラ ブ （ 学 童 保 育 ）	ポ ー ト ・ ミ リ ー ・ セ ン タ ー	フ ア ミ リ ー ・ サ ー 	公 園 な ど ） 其 他 （ 公 民 館 、	無 回 答
母子 世帯 父子	小学5年生	全体	423	85.1	33.1	64.3	7.3	8.7	1.7	32.6	0.7	
		ひとり親家庭	70	81.4	31.4	67.1	5.7	11.4	2.9	34.3	0.0	
		うち、母子世帯	52	78.8	32.7	69.2	5.8	15.4	1.9	25.0	0.0	
		うち、父子世帯	18	88.9	27.8	61.1	5.6	0.0	5.6	61.1	0.0	
剥奪 指標	小学5年生	全体	423	85.1	33.1	64.3	7.3	8.7	1.7	32.6	0.7	
		生活困難世帯	37	73.0	29.7	48.6	13.5	24.3	2.7	37.8	0.0	
		非生活困難世帯	385	86.2	33.2	65.7	6.5	7.3	1.3	31.9	0.8	

・長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

子どもが小学5年生の方に、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の、放課後児童クラブの利用希望についてたずねたところ、「利用したい」は23.9%となっています。うち、母子世帯、父子世帯、生活困難世帯では「利用したい」のポイントが高くなっています。

■利用希望



【母子父子世帯別／剥奪指標別】

			N	利用 した い	要 利 は 用 な す る 必 	無 回 答
母子 世帯 父子	小学5年生	全体	423	23.9	75.7	0.5
		ひとり親家庭	70	28.6	70.0	1.4
		うち、母子世帯	52	28.8	71.2	0.0
		うち、父子世帯	18	27.8	66.7	5.6
剥奪 指標	小学5年生	全体	423	23.9	75.7	0.5
		生活困難世帯	37	35.1	64.9	0.0
		非生活困難世帯	385	22.9	76.6	0.5

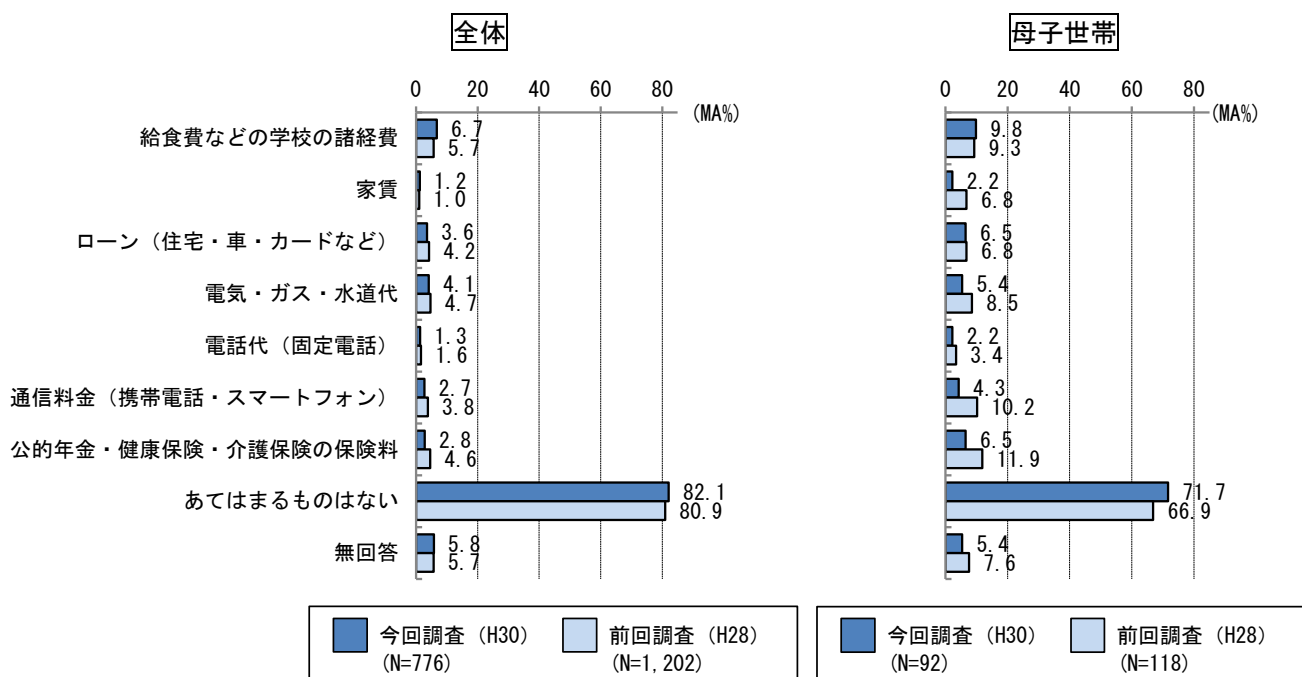
⑤経済的な状況について

●支払いが遅れたこと

過去1年間に支払いが遅れたことについては、「給食費などの学校の諸経費」が6.7%と最も多く、次いで、「電気・ガス・水道代」が4.1%となっています。

母子世帯では、「給食費などの学校の諸経費」が9.8%と最も多く、次いで、「ローン（住宅・車・カードなど）」、「公的年金・健康保険・介護保険の保険料の支払い」がそれぞれ6.5%となっています。

また、生活困難世帯では「あてはまるものはない」が全体の82.1%に比べ44.8%と低くなっています。



【学年・剥奪指標別／医療費の支払い困難別】

		N	給食費などの学校の諸経費	家賃	ローン（住宅・車・カードなど）	電気・ガス・水道代	電話代（固定電話）	通信料金（携帯電話・スマートフォン）	公的年金・健康保険・介護保険の保険料の支払い	あてはまるものはない	無回答	
剥奪学年指標別	全体	776	6.7	1.2	3.6	4.1	1.3	2.7	2.8	82.1	5.8	
	全体	生活困難世帯	58	24.1	10.3	27.6	25.9	10.3	12.1	19.0	44.8	5.2
		非生活困難世帯	713	5.3	0.4	1.7	2.2	0.6	1.8	1.5	85.7	5.5
	小学5年生	生活困難世帯	37	27.0	10.8	29.7	24.3	10.8	8.1	18.9	35.1	8.1
		非生活困難世帯	385	4.7	0.3	2.6	2.3	0.5	1.8	0.8	87.0	4.4
	中学2年生	生活困難世帯	21	19.0	9.5	23.8	28.6	9.5	19.0	19.0	61.9	0.0
非生活困難世帯		328	6.1	0.6	0.6	2.1	0.6	1.8	2.4	84.1	6.7	
支医療費別の困難	全体	776	6.7	1.2	3.6	4.1	1.3	2.7	2.8	82.1	5.8	
	医療費の支払い困難世帯（問D4-1で3を選択）	35	34.3	11.4	22.9	40.0	17.1	25.7	22.9	42.9	2.9	
	上記以外の世帯	736	5.3	0.7	2.6	2.3	0.5	1.6	1.9	84.5	5.4	

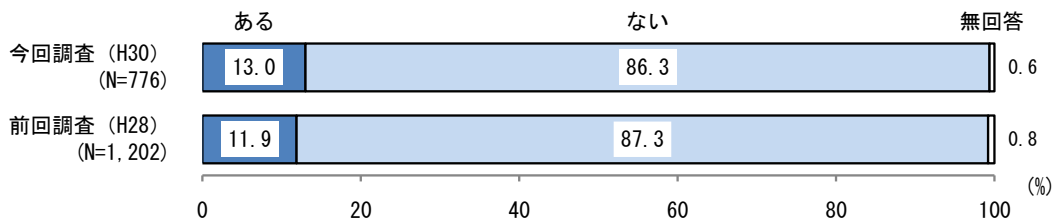
●病院や診療所を受診したほうがいいのかにできなかったこと

過去1年間で、子どもが病院や診療所を受診したほうがよいのに、受診しなかった経験の有無については、「ある」が13.0%、「ない」が86.3%となっています。

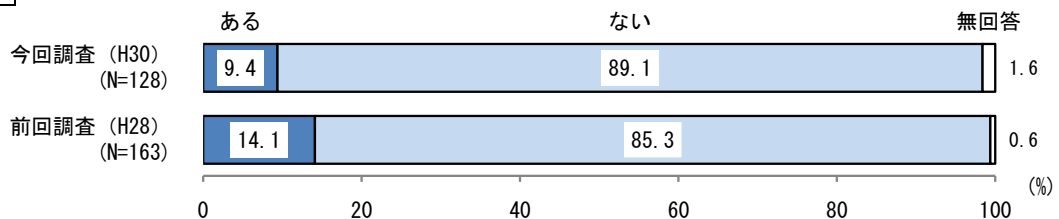
ひとり親家庭では、「ある」が9.4%、「ない」が89.1%となっています。また、生活困難世帯では「ある」が44.8%と全体を大幅に上回っています。

受診しなかった理由としては、「病院や診療所に連れて行く時間がなかったため」が62.4%と最も多く、次いで、「医療費を支払うことが難しかったため」が34.7%となっています。

全体



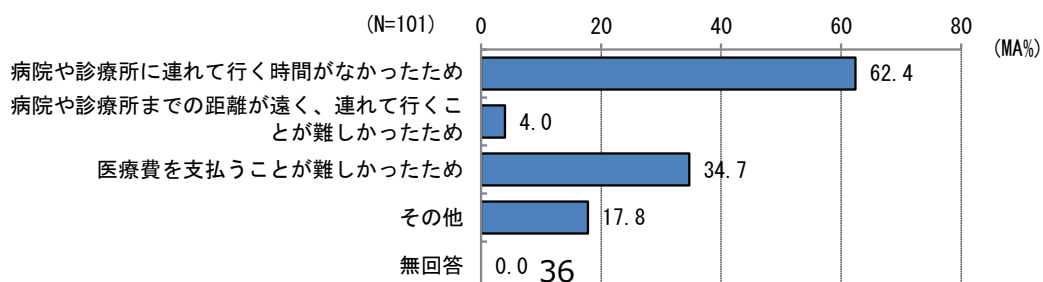
ひとり親家庭



【学年・母子父子世帯別／学年・剥奪指標別】

		N	ある (%)	ない (%)	無回答 (%)	
学年・母子父子世帯別	全体	全体	776	13.0	86.3	0.6
		ひとり親家庭	128	9.4	89.1	1.6
		うち、母子世帯	92	9.8	89.1	1.1
		うち、父子世帯	36	8.3	88.9	2.8
	小学5年生	全体	423	13.9	85.6	0.5
		ひとり親家庭	70	5.7	94.3	0.0
		うち、母子世帯	52	5.8	94.2	0.0
		うち、父子世帯	18	5.6	94.4	0.0
	中学2年生	全体	353	11.9	87.3	0.8
		ひとり親家庭	58	13.8	82.8	3.4
		うち、母子世帯	40	15.0	82.5	2.5
		うち、父子世帯	18	11.1	83.3	5.6
剥奪学年指標別	全体	全体	776	13.0	86.3	0.6
		生活困難世帯	58	44.8	55.2	0.0
	非生活困難世帯	713	10.4	89.3	0.3	
	小学5年生	生活困難世帯	37	37.8	62.2	0.0
		非生活困難世帯	385	11.7	87.8	0.5
	中学2年生	生活困難世帯	21	57.1	42.9	0.0
		非生活困難世帯	328	8.8	91.2	0.0

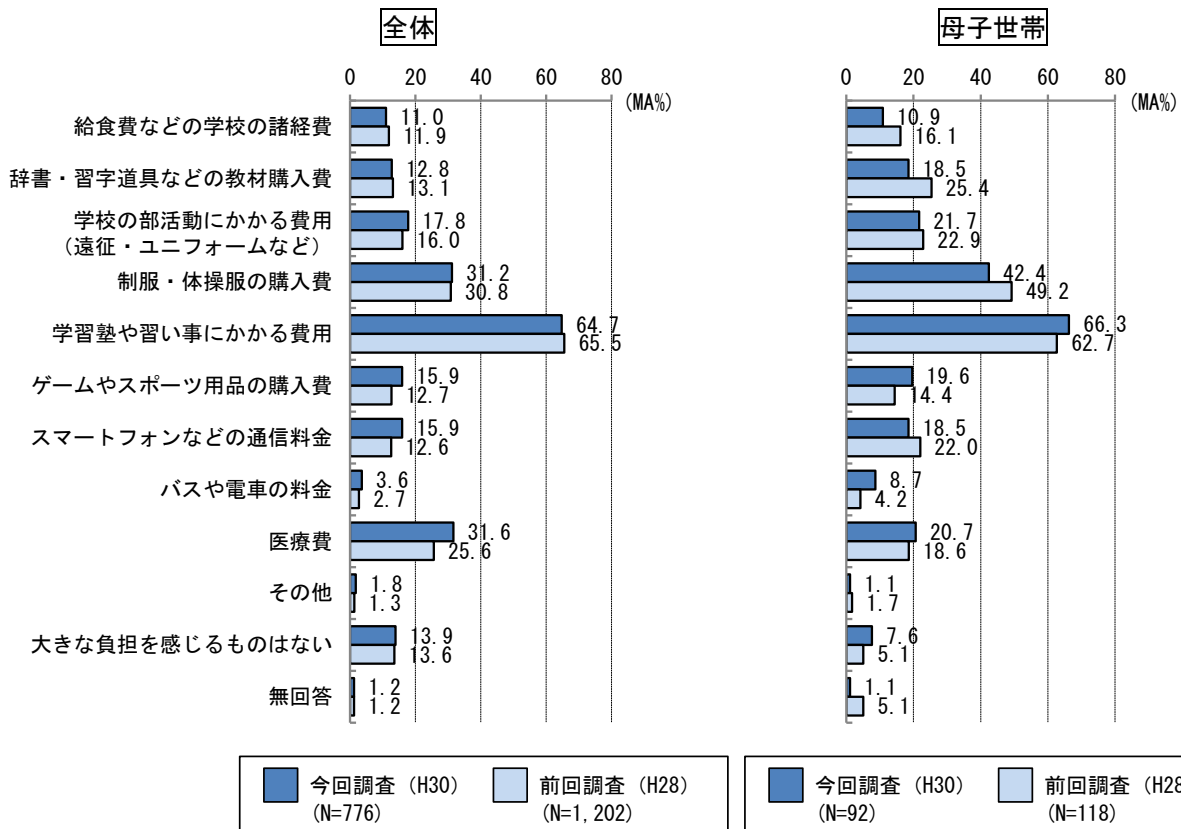
理由



● 経済的に負担が大きいと感じるもの

経済的に負担が大きいと感じるものについては、「学習塾や習い事にかかる費用」が64.7%と最も多く、次いで、「医療費」が31.6%となっています。

母子世帯では、「学習塾や習い事にかかる費用」が66.3%と最も多く、次いで、「制服・体操服の購入費」が42.4%となっています。



【学年・剥奪指標別／医療費の支払い困難別】

		N	諸経費	給食費	の教材	辞書・	フ	学	費	制	か	学	品	ゲ	の	ス	バ	医	そ	も	大	無	
			費	費	材	書・	オ	校		服	る	習	の	ム	通	マ	ス	療	他	の	き	回	
			な	な	購	習	ー	の		・	る	塾	購	や	信	ト	や	費		は	な	答	
			の	の	入	字	ム	部		体	る	や	入	ス	料	フ	電			な	い		
			学	学	費	道	な	活		操	る	習	費	ポ	金	オ	車			い	感		
			校	校	の	具	ど	動		服	る	事	ツ	用	な	の	の			じ			
			の	の	の	な	ど	に		の	る	に	用				料						
			の	の	の	ど	ど	か		購	る	か				金							
			の	の	の	ど	ど	か		入	る	か											
剥奪学 指年 標・ 別	全体	776	11.0	12.8	17.8	31.2	64.7	15.9	15.9	3.6	31.6	1.8	13.9	1.2									
	全体	生活困難世帯	58	36.2	41.4	37.9	56.9	58.6	37.9	29.3	10.3	55.2	8.6	5.2	0.0								
		非生活困難世帯	713	9.0	10.4	16.1	29.2	65.2	14.2	14.9	3.1	29.7	1.3	14.7	1.0								
	小学5年生	生活困難世帯	37	37.8	43.2	24.3	59.5	64.9	35.1	32.4	8.1	54.1	2.7	5.4	0.0								
		非生活困難世帯	385	9.1	11.7	12.2	27.8	65.5	16.9	8.6	2.1	34.8	1.3	15.6	1.0								
	中学2年生	生活困難世帯	21	33.3	38.1	61.9	52.4	47.6	42.9	23.8	14.3	57.1	19.0	4.8	0.0								
非生活困難世帯		328	8.8	8.8	20.7	30.8	64.9	11.0	22.3	4.3	23.8	1.2	13.7	0.9									
支医 難払 療別 費困 の	全体	776	11.0	12.8	17.8	31.2	64.7	15.9	15.9	3.6	31.6	1.8	13.9	1.2									
	医療費の支払い困難世帯 (問D4-1で3を選択)	35	31.4	37.1	42.9	54.3	54.3	37.1	40.0	14.3	77.1	11.4	0.0	0.0									
	上記以外の世帯	736	10.1	11.7	16.7	30.2	65.1	14.8	14.8	3.1	29.5	1.4	14.7	1.1									

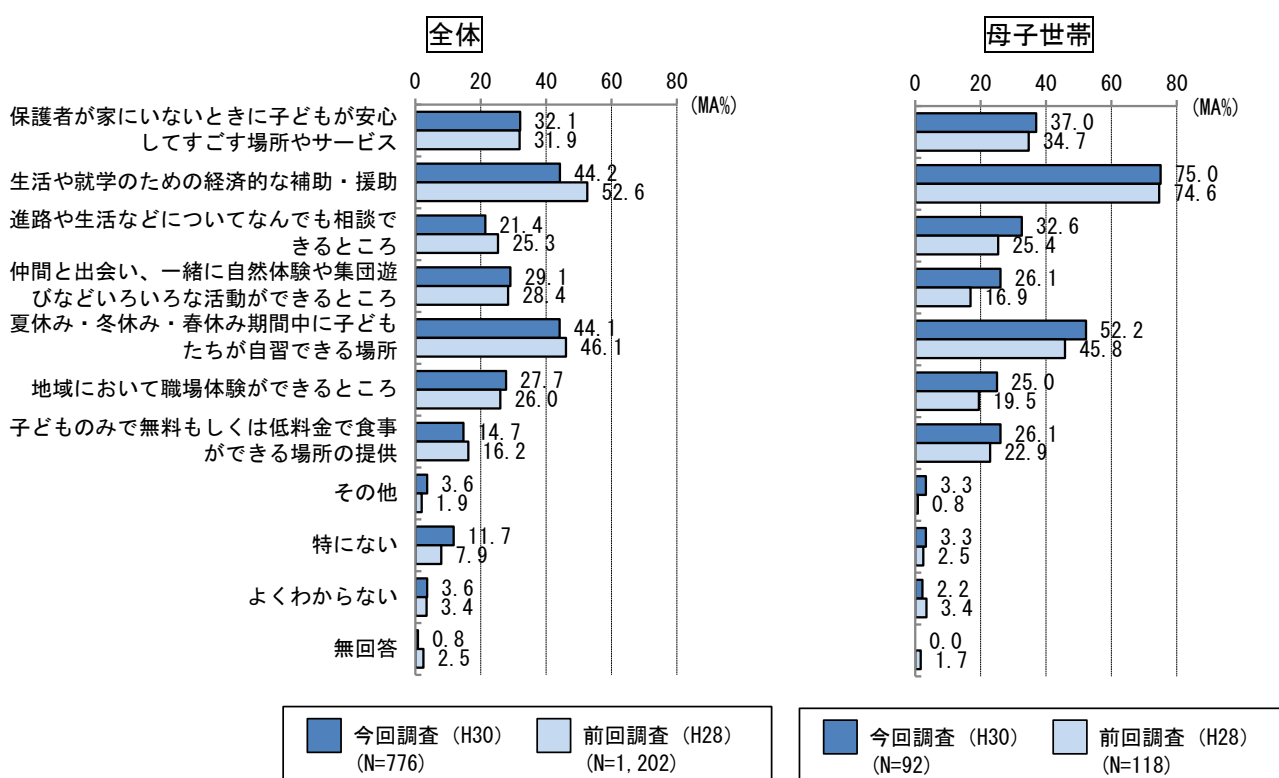
⑥支援について

●利用したい支援

将来的に利用したいと思う支援については、「生活や就学のための経済的な補助・援助」が44.2%と最も多く、次いで、「夏休み・冬休み・春休み期間中に子どもたちが自習できる場所」が44.1%となっています。

母子世帯でも、「生活や就学のための経済的な補助・援助」が75.0%と最も多く、次いで、「夏休み・冬休み・春休み期間中に子どもたちが自習できる場所」が52.2%となっています。

また、生活困難世帯では「生活や就学のための経済的な補助・援助」が74.1%と高い割合となっており、中学2年生のいる生活困難世帯においてはさらに高く81.0%となっています。



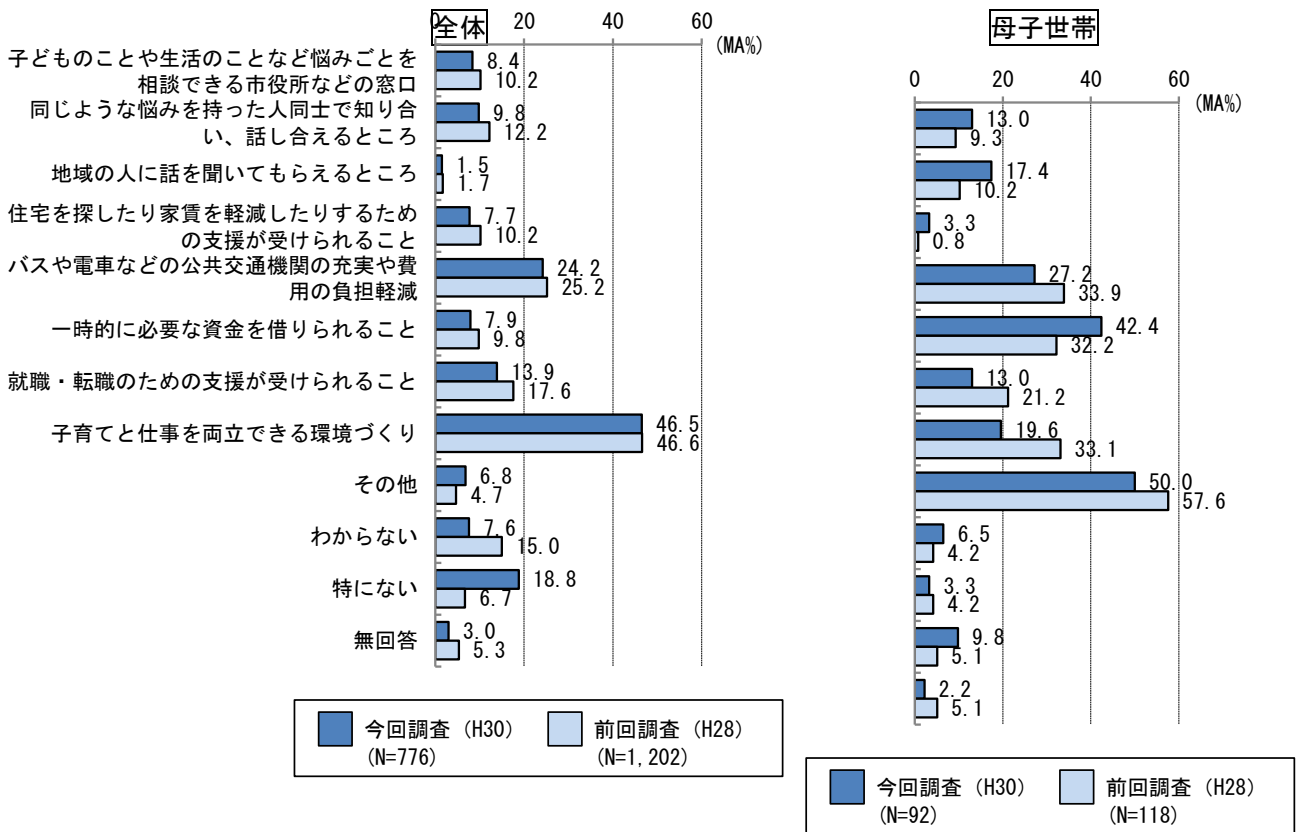
【学年・母子父子世帯別／学年・剥奪指標別】

学年・母子父子世帯別	世帯別	N	(MA%)											
			保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービス	生活や就学のための経済的な補助・援助	進路や生活などについてなんでも相談できる場所	仲間と出会い、一緒に自然体験や集団遊びなどいろいろな活動ができる場所	夏休み・冬休み・春休み期間中に子どもたちが自習できる場所	地域において職場体験ができる場所	子どものみで無料もしくは低料金の食事ができる場所は	その他	特になし	よくわからない	無回答	
学年・母子父子世帯別	全体	全体	776	32.1	44.2	21.4	29.1	44.1	27.7	14.7	3.6	11.7	3.6	0.8
		ひとり親家庭	128	35.2	57.8	30.5	25.8	49.2	25.0	20.3	3.1	7.0	1.6	0.0
		うち、母子世帯	92	37.0	75.0	32.6	26.1	52.2	25.0	26.1	3.3	3.3	2.2	0.0
		うち、父子世帯	36	30.6	13.9	25.0	25.0	41.7	25.0	5.6	2.8	16.7	0.0	0.0
	小学5年生	全体	423	43.7	44.2	23.4	37.4	52.5	29.6	15.1	3.8	8.3	3.5	0.2
		ひとり親家庭	70	51.4	61.4	37.1	32.9	58.6	30.0	20.0	1.4	4.3	1.4	0.0
		うち、母子世帯	52	53.8	76.9	38.5	30.8	63.5	30.8	25.0	1.9	3.8	1.9	0.0
		うち、父子世帯	18	44.4	16.7	33.3	38.9	44.4	27.8	5.6	0.0	5.6	0.0	0.0
	中学2年生	全体	353	18.1	44.2	19.0	19.3	34.0	25.5	14.2	3.4	15.9	3.7	1.4
		ひとり親家庭	58	15.5	53.4	22.4	17.2	37.9	19.0	20.7	5.2	10.3	1.7	0.0
うち、母子世帯		40	15.0	72.5	25.0	20.0	37.5	17.5	27.5	5.0	2.5	2.5	0.0	
うち、父子世帯		18	16.7	11.1	16.7	11.1	38.9	22.2	5.6	5.6	27.8	0.0	0.0	
剥奪学年指標別	全体	全体	776	32.1	44.2	21.4	29.1	44.1	27.7	14.7	3.6	11.7	3.6	0.8
		生活困難世帯	58	39.7	74.1	22.4	24.1	48.3	29.3	24.1	15.5	1.7	0.0	0.0
	小学5年生	生活困難世帯	713	31.4	41.7	21.5	29.7	43.9	27.8	14.0	2.7	12.6	3.8	0.8
		非生活困難世帯	37	51.4	70.3	21.6	32.4	62.2	21.6	29.7	13.5	2.7	0.0	0.0
	中学2年生	生活困難世帯	385	42.9	41.6	23.6	37.9	51.7	30.4	13.8	2.9	8.8	3.9	0.3
		非生活困難世帯	21	19.0	81.0	23.8	9.5	23.8	42.9	14.3	19.0	0.0	0.0	0.0
	生活困難世帯	328	18.0	41.8	18.9	20.1	34.8	24.7	14.3	2.4	17.1	3.7	1.5	

●必要な支援

現在必要としていること、重要だと思う支援については、「子育てと仕事を両立できる環境づくり」が46.5%と最も多く、次いで、「バスや電車などの公共交通機関の充実や費用の負担軽減」が24.2%となっています。

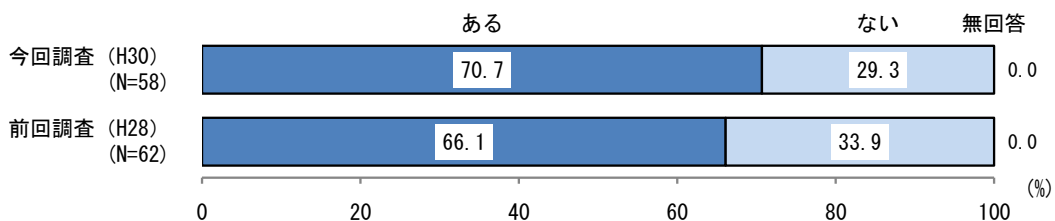
母子世帯でも、「子育てと仕事を両立できる環境づくり」が50.0%と最も多く、次いで、「バスや電車などの公共交通機関の充実や費用の負担軽減」が42.4%となっています。



⑦教育機関からみた子どもへの支援について

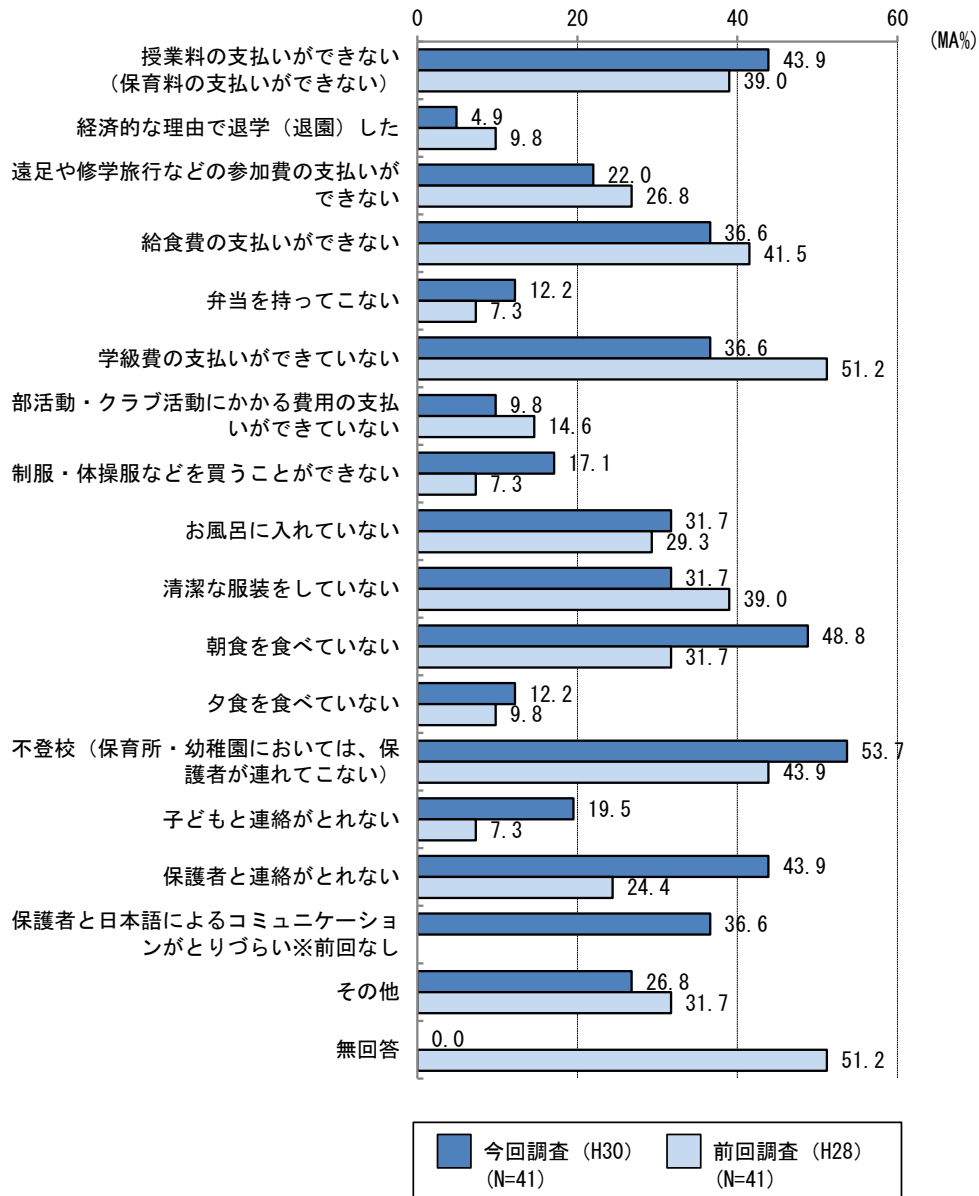
●「困難な家庭」の子どもや保護者と接する機会

保幼小中校大への調査結果によると、経済的に困窮するなど困難な家庭の子どもや保護者と接することがあるかについては、「ある」が70.7%、「ない」が29.3%となっています。



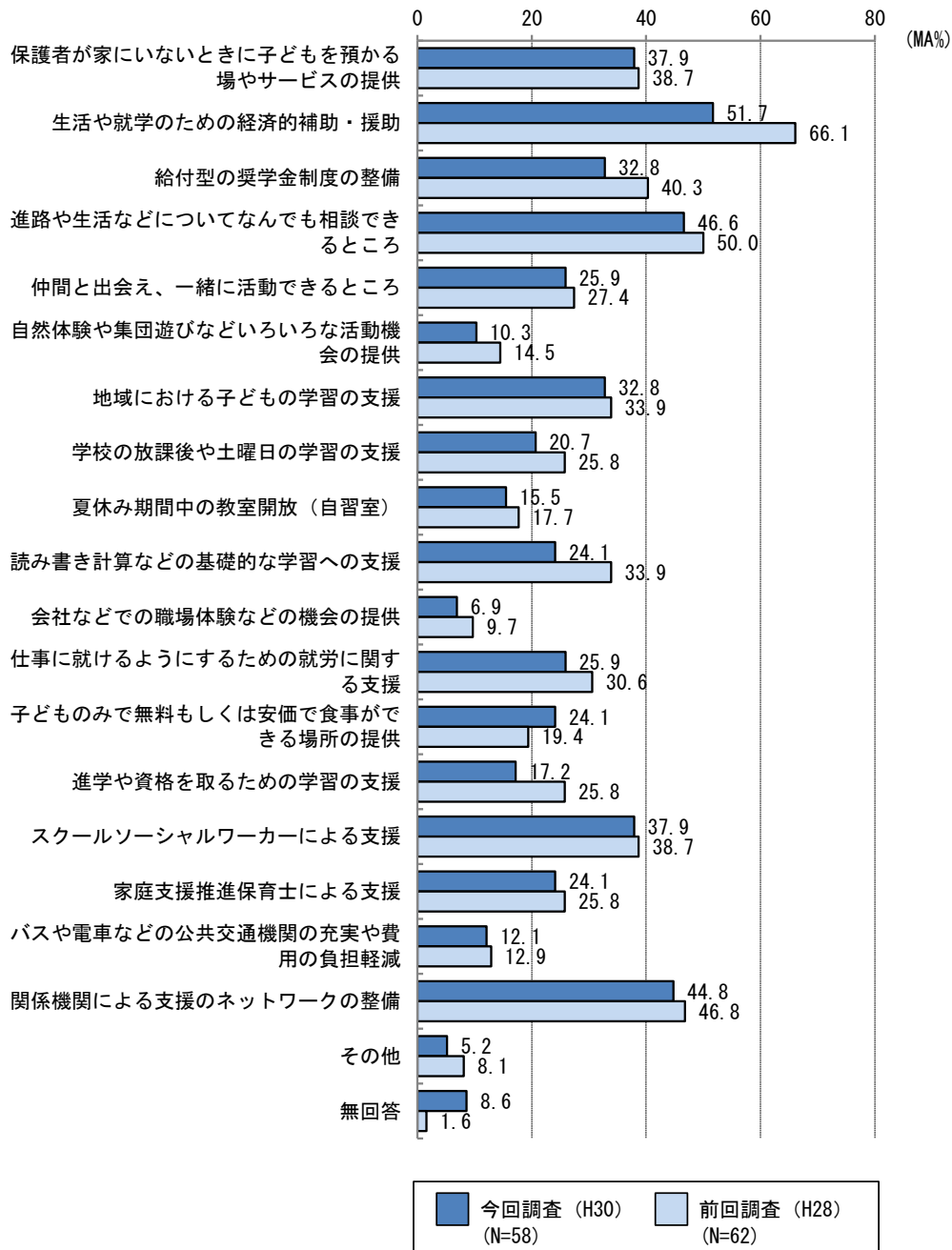
● 「困難な家庭」の状況

「困難な家庭」の子どもや保護者と接することがあるとお答えの方に、「困難な家庭」の状況についてたずねたところ、「不登校（保育所・幼稚園においては、保護者が連れてこない）」が53.7%と最も多く、次いで、「朝食を食べていない」が48.8%、「授業料の支払いができない（保育料の支払いができない）」がそれぞれ43.9%となっています。



● 「困難な家庭」の子どもや保護者に対して必要な支援

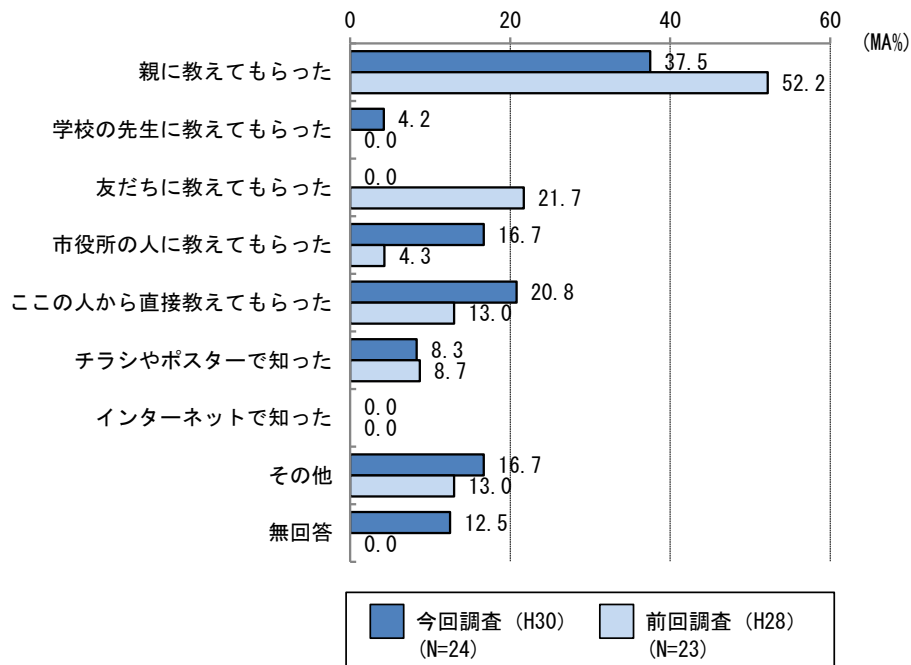
「困難な家庭」の子どもや保護者に対し必要な支援については、「生活や就学のための経済的補助・援助」が51.7%と最も多く、次いで、「進路や生活などについてなんでも相談できるところ」が46.6%、「関係機関による支援のネットワークの整備」が44.8%となっています。



⑧学習支援について

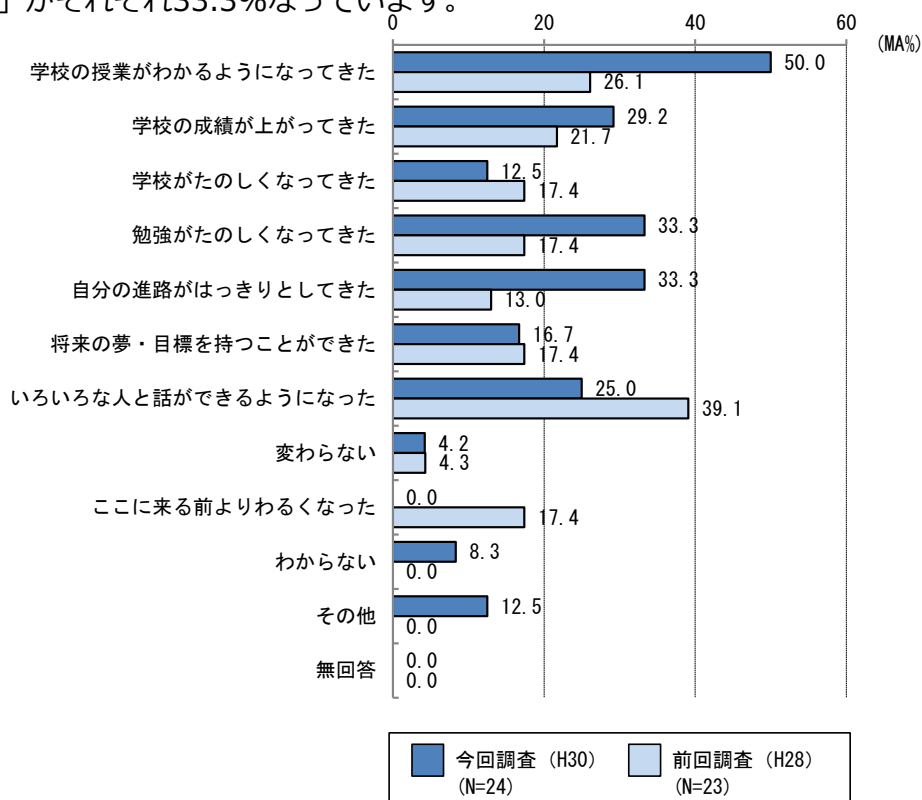
●学習支援に来ることになったきっかけ

学習支援を受けている子ども対象の調査結果によると、学習支援に来ることになったきっかけについては、「親に教えてもらった」が37.5%と最も多く、次いで、「この人から直接教えてもらった」が20.8%、「市役所の人に教えてもらった」が16.7%となっています。



●学習支援に来ることで変化はあったか

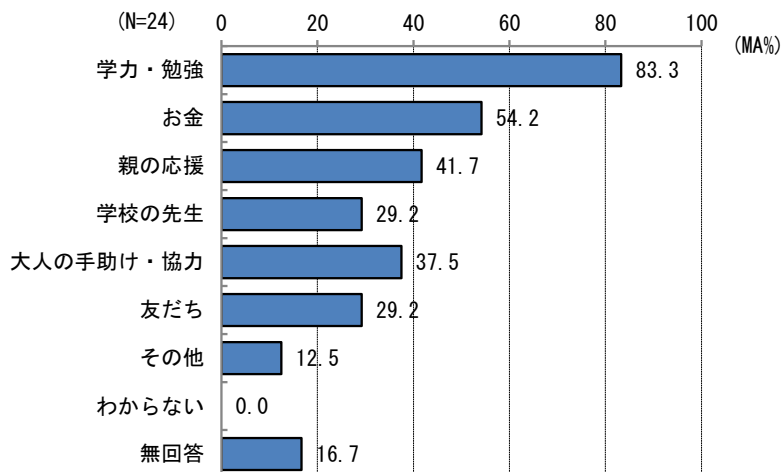
学習支援に来ることによってあった変化については、「学校の授業がわかるようになってきた」が50.0%と最も多く、次いで、「勉強がたのしくなってきた」、「自分の進路がはっきりとしてきた」がそれぞれ33.3%となっています。



⑨将来の夢や目標をかなえるために必要なもの

●夢をかなえるために必要なもの

将来の夢や目標をかなえるために必要なものについては、「学力・勉強」が83.3%と最も多く、次いで、「お金」が54.2%、「親の応援」が41.7%、「大人の手助け・協力」が37.5%なっています。



⑩関係団体が考える必要な支援

●今後、「困難な子ども・保護者」に必要な支援

- ・子どもが相談しやすい仕組みづくり。基本的には担当が相談に応じて解決に向かうのが望ましいが、養護教諭やカウンセラーに頼る子どももみられる。
- ・専門職や外部の専門家の支援が必要な場合、つなげて相談に至るまでの期間を要するため、もう少しスピーディな対応が可能になるとよい。
- ・不登校の児童・生徒に対するケア。通信制の教育機関を受験するとか、何らかの手立てを打つ必要があるが、本人と話ができないケースがある。何の見通しもない場合、どうしていくかが課題。⇒子ども・若者総合相談センター
- ・「どう育てていいかわからない親」というのがいるため、子育てに関する学びが必要。
- ・将来「頑張ればあんなふうになれる」という、実現可能で身近なモデルケースを紹介する。
- ・ごはんをつくらない家庭があるため、子どもが料理できるように、自立できるように支援していく必要がある。
- ・民間による放課後の居場所づくり。支援できる場があるとよい。
- ・家に居れそうにない家庭がある。シェアハウスの要望もあり、福祉圏域を超えるところで実現できないか。
- ・子ども食堂を拡張したような「みらい食堂」ができるとよい。
- ・子ども食堂で、つくるボランティア、関わるボランティアはいるが、施設でのボランティアがいない。
- ・基礎学力の支援が必要。
- ・夕食に近い時間帯での子ども食堂の展開が課題。子ども食堂は先輩モデルに触れられる場にもなり得る。長い目でみた就労支援の場としての機能をもつあるいは、別途、場を設ける。

- ・キャリア設計、将来を考えるゲーム感覚のグループワークで、夢や進路についての疑似体験ができる機会。
 - ・社会性の育成。就労感の育成。
-
- ・子どもの貧困やその対策について
 - ・持っているもの、着ているものでは、貧困かどうかわからない。
 - ・生活保護費の適正な活用。本当に必要な人に支援が届くようにすることが大事。娯楽費や嗜好品代に浪費しているケースを見聞きするため。
 - ・子どもの困難さの背景のかなりの部分は経済的な困難さがあると思う。従って国・県・市がそれぞれの権限を使って経済的に困難な家庭への支援を行うべきである。日本の将来のためにも教育のためにもっとお金を使うべきである。
 - ・子どもの教育に対しての援助が子どもに対して確実に使われるようにルールの整備をお願いしたい。
 - ・色々な課題を抱える家庭、子どもがどんどん増えている。行政には、適切な支援・援助をお願いしたい。
 - ・各家庭の状況を把握し、それぞれに応じた支援が必要。
 - ・生活支援については、「経済的に困っている」、「片づけられない」といった問題点をきちんと探ることが重要。
 - ・「支援される側」にも、「誰かの役に立ちたい」という思いがあるため、支援する側、支援される側の垣根を超える発想も大事。
 - ・学力が低いまま、社会人となった大人向けに、「学び直しの間」ができるとうい。

3. 調査結果の総括と課題

前項では、ニーズ調査結果から主要事業に関連する利用希望等について、みてきました。他も含めた全体的な結果報告から、以下の特徴と課題をあげます。

特徴	根拠となる調査結果	課題と方向性
就労の高まり		○保育環境の充実 ○就労支援、両立支援
地域での支援の低下		○地域力の向上 ○家事・育児支援事業（外部サービス化等）の推進
保育需要の高まり		○教育・保育関連施設・サービスの整備 ○放課後児童の居場所づくり
教育や発達に関する不安		○相談体制の充実 ○きめ細かな教育環境の整備 ○学習支援

第 12 節 第 1 期計画における取り組み状況と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

(仮)

子ども・若者の元気・学び・育ちを
みんなで応援するまち ひこね

(参考) 第1期 子ども・若者プラン

「子ども・若者の元気を応援するまち ひこね」

子どもの貧困対策計画

「子どもたちの学びと育ちをみんなで応援します」

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を定め、諸施策の取り組みを推進します。

基本目標と各計画の対応関係

- I 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり
⇒「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」
- II 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり
⇒「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」
「子ども・若者計画」
- III みんなが共に育つために子ども・若者へ支援するまちづくり
⇒「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」「ひとり
親家庭等自立促進計画」「子どもの貧困対策計画」
- IV 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり
⇒「母子保健計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代
育成支援行動計画」「子ども・若者計画」
- V すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり
⇒「子どもの貧困対策計画」

第3節 基本的な視点

- ① 子どもの権利の尊重 (基本目標Ⅰ・)
- ② 妊娠から出産、子育てへの切れ目のない支援の充実 (基本目標Ⅱ・)
- ③ 保育需要への適切な対応 (基本目標Ⅲ・)
- ③ きめ細やかな配慮を要する子ども・若者への支援 (基本目標Ⅳ・)
- ④ 学校教育、就学前教育の充実 (基本目標Ⅲ・)
- ⑤ 子どもの貧困対策 (基本目標Ⅴ・)

第4節 施策の体系

基本目標	基本施策	施策の方向
I 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり	1. 子ども・若者を応援する体制の整備・充実	①子ども・若者支援のネットワークづくり ②家庭と子ども・若者を応援する地域づくり ③みんなで子ども・若者を育てるまちづくり
	2. 子ども・若者育成のための社会環境づくり	①体験や交流を重視した学習機会の充実 ②図書館や子どもセンターなどの充実 ③子ども・若者が参加するまちづくり
II 子ども・若者の育ちに 応じたまちづくり	1. 地域における子育て支援の充実	①地域の子育て支援サービスの充実 ②家庭・地域の子育て力の向上 ③身近な相談事業の充実
	2. 保育・教育の充実	①就学前の保育・教育の充実 ②学校教育・生涯学習の充実 ③いじめなど問題行動への対応 ④不登校への支援 ⑤放課後児童の健全育成 ⑥学齢期・思春期のこころと体の健康づくり
	3. 自立に向けた支援	①自立に向けた意識づくり ②就労支援の充実
III みんなが共に育つために子ども・若者へ支援するまちづくり	1. 児童虐待・配偶者への暴力などの防止	①児童虐待の防止と対応 ②配偶者に対する暴力の防止と対応
	2. 青少年非行の防止	①青少年非行の防止 ②有害環境や遊技場などへの対策
	3. ひきこもりやニートなどへの支援	①ひきこもりへの支援 ②ニート・フリーターへの支援
	4. 障害のある子ども・若者への支援	①障害のある子ども・若者などへの支援 ②障害のある子どもの発達支援
	5. ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	①ひとり親家庭への支援 ②外国にルーツを持つ子ども・若者、その家庭への支援
IV 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり	1. 安心して出産・子育てができる環境づくり	①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援 ②不妊への支援 ③子育ての経済的負担への支援 ④企業・事業所に対する啓発
	2. 乳幼児の発達と保護者への支援	①乳幼児のこころと体の発達への支援 ②保護者への支援
	3. 安全・安心なまちづくり	①身近で安心できる医療 ②安全・安心な地域づくり
V すべての子どもが希望をもって成長できるまちづくり	1. 子どもたちの学びへの支援	①就学前保育・学校教育の充実 ②福祉関連機関などとの連携 ③地域での学習支援、就学の支援
	2. 子どもたちの育ちへの支援	①子どもたちの居場所づくり ②子ども・若者への就労支援の充実 ③保護者の就労支援・学び直し ④経済的な支援
	3. 相談支援体制の充実	①相談体制の整備・充実 ②関係機関による連携強化・ネットワークの整備 ③市民への周知・啓発

第4章 施策の展開

- 第1節 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり
- 第2節 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり
- 第3節 みんなが共に育つために子ども・若者へ支援するまちづくり
- 第4節 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり
- 第5節 すべての子どもたちが希望をもって成長できるまちづくり

第5章 教育・保育環境の整備

- 第1節 教育・保育提供区域
- 第2節 児童人口の推計
- 第3節 幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制
- 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制
- 第5節 「教育・保育環境の整備」に関する数値目標

第6章 指標

- 第1節 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり
- 第2節 子ども・若者の育ちに応じたまちづくり
- 第3節 みんなが共に育つために子ども・若者へ支援するまちづくり
- 第4節 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり
- 第5節 すべての子どもたちが希望をもって成長できるまちづくり

第7章 計画の推進に向けて

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 市民、関係機関、団体との連携
- 第3節 国・滋賀県との連携及び広域調整

資料編